

第4章 現状・課題

本史跡の本質的価値を確実に保存しつつ顕在化を図り、活用を促進するためには、現状と課題を適切に把握したうえで整備を行う必要があります。本章では、本史跡にかかる現状と課題をまとめます。

本章の内容は、「保存活用計画」第5章（現状・課題）の内容をベースとし、項目を整理し直すとともに、必要な要素を新たに追記しています。

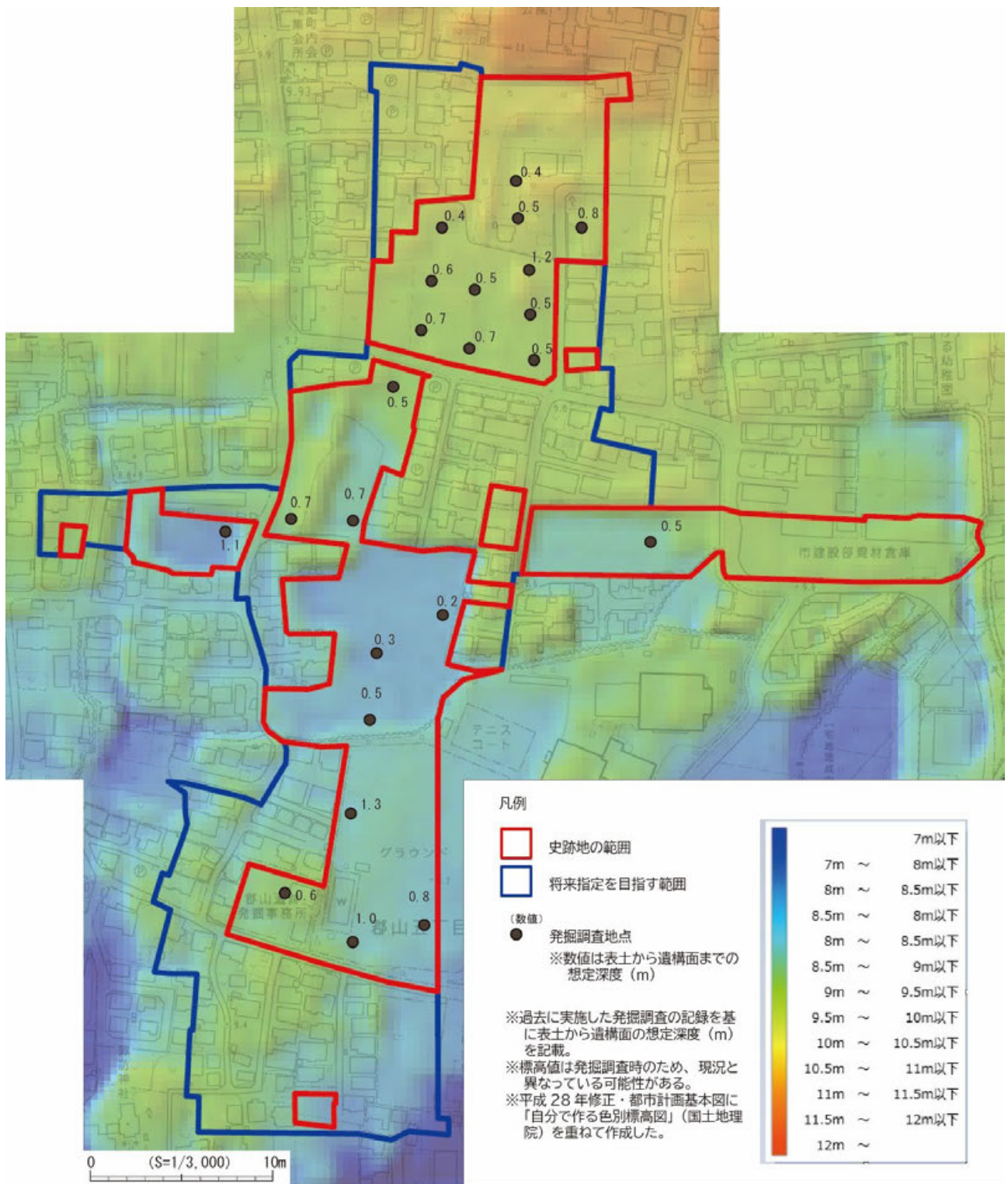
1 史跡の保存・管理における現状と課題

項目	現状・課題
現状変更	<p>・令和6年3月策定の「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」で定めた現状変更取扱基準に基づく保存・管理を以下のとおり行っている。</p> <p>①史跡地…原則、史跡にとって必要な行為以外の現状変更を厳しく制限する。</p> <p>②史跡地以外…開発の計画段階で協議を行い、地下遺構に影響が及ばないように協力を求める。なお、「将来指定を目指す範囲」以外では、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。</p> <p>・郡山遺跡はⅠ期官衙からⅡ期官衙への変遷が確認されており、史跡指定の範囲はⅡ期官衙を基準に設定されている。このため、Ⅰ期官衙についての現地での表現が難しい。</p>
調査	<p>・発掘調査していない箇所があるため、官衙の構成や遺構の保存状況が不明な部分がある。</p> <p>・学校用地や他部局の管理地、企業有地については、発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況について不明な部分がある。また、道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。</p> <p>・これまでの発掘調査履歴を参照すると、現地表面から遺構検出面までの深さは概ね40cm以上確保されているが、中には約20cmと地表に近く、保護層確保のための盛土を検討すべき地点もある。</p>
公有化	<p>・現在の史跡指定地は45,707.82㎡であり、このうち42,303.82㎡がすでに公有化されている。引き続き公有化及び将来的な追加指定を図る。「将来指定を目指す範囲」は約9万㎡あり、公有化及び追加指定の完了の目途は立っていない。</p> <p>・公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しているため、一体的な整備まで時間を要し、予算確保や地権者の買取希望の時期の調整が難しい。</p> <p>・地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。</p> <p>・公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。</p>
維持・管理	<p>・公有化されている史跡地には、学校用地と他部局管理地（建設部資材庫）が存在している。</p>

- ・学校用地と他部局管理地を除いた土地は未整備であり、雑草地となっている。業務委託により年2回程度の除草や、年1回程度の樹木剪定を実施しているが、公有地の増加と共に除草、剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では十分な対応をすることが難しい。近年は温暖化による平均気温の上昇から雑草の生育が早く、除草が追いつかない結果、立ち入りおよび説明板の視認が困難になる時期もある。
- ・史跡地内に残る屋敷林（居久根）は、官衙との直接的な関わりはないが、石組池の近くに位置し蝦夷の服属儀礼を連想させるため、史跡の本質的価値を説明するための貴重な資源といえる。しかしながら主要な遺構と重複していることや巨木化による史跡地外への落葉・倒木の懸念等への対応が十分にできていない。
- ・史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。
- ・これまで公有化した史跡地については、遺構保護を目的とした盛土・造成を行っていないため、公有化以前の土地利用状況をそのまま残しており、地形は複雑に凹凸しており、一帯を同じ史跡地と視認しづらい。
- ・木柵については朽ちて破損している箇所があるが、修繕が追いついていない。
- ・排水施設は一部を除いて未整備となっている。郡山中学校との北側の境界には管路が整備されている。雨天時は史跡地から管路の側溝へ流入するよう、素掘り側溝が一本設けられているが、地形の勾配が一定でないため適切に雨水が流入せず、排水は不良で、大雨時に冠水することがある。
- ・以前使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、現在は仮設プレハブを拠点として使用している。



大雨時の浸水推定地点



発掘調査時の記録に基づく遺構面までの想定深度

2 史跡の公開・活用における現状と課題

項目	現状・課題
公開	<p>・公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、道路や歩道から木柵・生垣越しに史跡地や説明板等を見学する形となっているが、史跡地は道路で分断されている。</p> <p>・史跡地周辺には、災害時の指定避難所として郡山中学校と東長町小学校があるほか、地元町内会からの要望により、災害時に一時的に集合したりするための「いっとき避難場所」として位置づけられている。しかし、史跡地周辺は外灯が少なく、日没後は視界不良であるほか、造成がされていないことによる足元の不良や、雨天時には排水が不良であるなど、非常時の利用の際の課題がある。</p> <p>・史跡見学者の人数の把握は行っていないが、史跡地内で指定後にこれまで3回実施した発掘調査では、2007年度は参加者不明だが、2008年度は140人、2024年度は235人が参加した。</p>
諸施設の設置	<p>・令和3年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所では、1998年より、解説パネルと共に出土遺物を紹介する展示室を、事前の予約により職員が対応する形で公開しており、年間平均で6~7団体、約311人の利用があった。しかしながら、東日本大震災により被災したため、以降は中断している。調査事務所は史跡地内に所在しているため建て替えが行えない状況である。</p> <p>・史跡地外の学校敷地内（郡山中学校ピロティ）で遺構の復元展示を1990年より行っている。当該施設は学校内に位置するという特性上、日常的に開放しておらず、見学者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可としているため、その存在があまり知られていない。また、展示は解説パネルが中心で、出土品を見学できない点も課題である。令和6年度から、仙台・文化財サポーター会へ見学対応を依頼することもあるが、施設管理の都合上、職員の同行の必要がある。このように史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい状況である。</p>
立案・宣伝	<p>・郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所で配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。現状の内容は主に発掘調査成果を紹介するものとなっており、現地を巡る際に利用できるガイドマップのようなものではない。海外からの来訪者に対応したパンフレットや説明板は未整備である。</p> <p>・他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。</p> <p>・年2回開催している文化財展や、常設で史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物展示を行っている。来場者数については把握出来ていないが、市民の反応から認知度が十分とは言えない。</p>

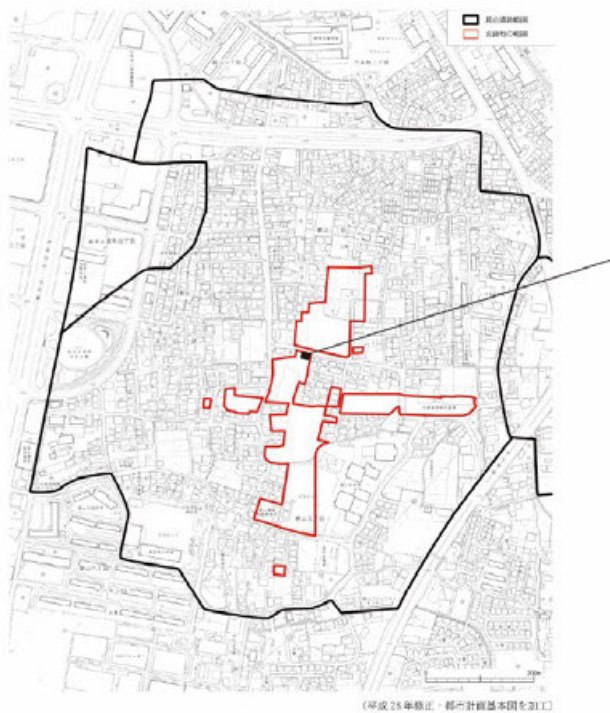
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、過去 10 年間の平均を見ると年間 3 件ほどの依頼にとどまっており、史跡が生涯学習の場となる機会が少ない状況であり、史跡の認知度も近隣住民を含めて十分とは言えない。 ・文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、植栽活動（花壇の整備）を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。植栽後の管理については、管理道具置き場や水道設備などがなく、職員が近隣住民の協力を得て行っているが、管理が間に合っていない。 ・現地案内は八本松市民センター等を通じて、地域団体（八本松・郡山地域研究会）により実施されることもある。現在これらの地域団体と定期的な情報共有が行われてはいないため、連携を強化し活動を活性化する取り組みが求められる。 ・出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。 ・コロナ禍以前は、JR 長町駅企画の「小さな旅」や、旅行会社の団体訪問等も受け入れていたが、コロナ禍以降の県内・県外からの来訪者としては、歴史に興味のある個人～少人数の観光客の場合が多い。 ・「保存活用計画」では、市内外の数多くの遺跡を歴史的文化遺産としてネットワーク化し、活用することを検討することとしているが、現状において連携した取り組みは行えていない。 ・教育旅行で郡山遺跡を訪れる学校がない。 ・高校・大学が史跡と関わる機会が少ない。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民が史跡と係る機会が少ない。 ・郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。



長町駅前プラザでの常設展示



出前授業の様子



花壇の設置状況



植栽活動の様子

近隣の小中学校と連携して実施する植栽活動の様子

3 史跡の整備における現状と課題

項目	現状・課題
公開活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地は住宅地内に位置し、道路によって分断される箇所や飛び地状になっている箇所もあることから、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらく、見学者が回遊しづらく、安全な見学動線も確保できない状況にある。 ・遺構の復元整備等はほぼ行われていないため、史跡の価値やスケール感が体感できない。唯一、事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、部分的かつ説明がないため、見学者に伝わりづらい。 ・史跡地及び史跡地周辺に説明板を計 13 箇所設置している。老朽化により文字や写真が見えづらいものがあるほか、デザインや内容が体系的に整理されていないため、見学者は史跡について体系的に理解するための情報を得にくい状況である。 ・史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設等は未整備である。史跡への来訪手段は、主に JR 東北本線・仙台駅地下鉄南北線の結節する長町駅から徒歩で来訪する方法と、自動車や自転車を利用する方法が想定されるが、駐車場・駐輪場がないため、アクセス手段が徒歩等に限られる。近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地周囲は住宅に囲まれ、史跡地へ誘導する案内標識等が未整備のため、史跡地へのルートがわかりにくい。なお、周辺には誰もが利用できるトイレが存在せず、防災、防犯設備も未整備である。

第5章 基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、令和6年3月に策定した「保存活用計画」にて、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」という基本理念を掲げました。

「保存活用計画」の策定から史跡の位置付けや史跡をめぐる社会情勢の大きな変化等は無く、本計画でも「保存活用計画」で定めた基本理念を継承することとします。

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

仙台郡山官衙遺跡群は、文献史料に残らなかった官衙の存在が発掘調査によって明らかとなり、新しい飛鳥時代像を投げかけました。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは圧倒的です。

本史跡は、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心でした。我々は、このことを仙台というまちの新たな原点や郷土の誇り・宝として、また国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承していく必要があります。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点である『あすと長町地区』の市街地に隣接しているほか、仙台城跡や伊達政宗などと比べて身近なものとはいいがたく、本史跡を将来にわたって継承していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるといえます。

このため、今後、本史跡を、日本国の成り立ちといった壮大な歴史と仙台・東北との関わりや、古代国家形成期の様相などを誰もが気軽に理解できる場にしたり、みどりの保全や防災面での貢献を行うなど、現代の都市と共存できるよう保存・活用・整備を図っていく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」とします。

2 基本方針

(1)基本方針・方向性

「保存活用計画」では、基本理念を実現するため、保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の各項目について、基本方針及び基本方針を達成するための取組みの方向性を決めました。

本計画では、このうち整備に関わる以下の基本方針・方向性に沿って取組みを進めることとします。

【本計画における基本方針】

①市民生活と調和を図り、史跡への理解・協力を得るための活用に必要な整備

市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行います。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進めます。

②史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備

発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の壮大さが効果的

に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行います。

③多様な視点で有効利用される場とするとともに、多様な人々が快適に見学できるような整備

地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行います。

【保存のための整備の方向性】

- ① 発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を実施します。
- ② 遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草を整理します。
- ③ 遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備します。
- ④ 地震・落雷・火災・水害等の災害に対する防災設備の設置の検討を行います。
- ⑤ 都市の中にあって史跡のスケール感が実感できるよう、将来的に史跡地の分断をなくし、安全な見学動線が確保できる一体的な史跡公園として整備することを目指し、史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていきます。
- ⑥ 発掘調査や出土遺物等の保管を行う拠点を史跡地近辺に確保します。
- ⑦ 適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術の調査を行い、必要に応じて整備手法を更新します。

【公開活用のための施設整備の方向性】

- ① 整備の開始時期については、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことを検討します。また、一体的な史跡公園としての整備が完了するまでの間、暫定的に史跡地の活用を図るための整備についても検討します。
- ② 史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行います。
- ③ 遺構の表示や復元展示は主にⅡ期官衙の遺構について行うこととします。また、Ⅰ期官衙からの変遷が伝わるように展示方法等を検討します。
- ④ 遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行います。
- ⑤ 植栽は、古代官衙のイメージを形成する上で重要であるため、当時の環境をできる限り復元するとともに、史跡地内に所在する居久根(いぐね)を活かした整備を行います。
- ⑥ 来訪者が安全に利用できるとともに、文化的活動及び憩いの場となるよう、便益・管理施設、防犯設備、案内板、説明板等を動線に配慮した上で計画的に設置します。
- ⑦ 来訪者が史跡の本質的価値等を学ぶことができ、史跡の重要性が伝わるようなガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の史跡地近辺への整備を検討します。

(2)段階的な整備

本計画では、本史跡の公有化等の現状を鑑み、整備内容を以下の3つの段階に整理し、順次進めていくこととします。

なお、本計画の「第6章・整備基本計画」では、主に以下の①の段階(令和8~15年度)の事業計画について規定することとし、②の段階以降(令和16年度以降)の事業計画については、計画

期間の後期に検討することとします（詳細は第7章の「事業計画」のとおり）。

①発信・活用に必要な基盤整備（令和8～15年度）

来訪者が史跡の価値を理解するための施設が部分的な説明板等に留まり、情報発信をする環境・設備が不十分という課題があります。そのため、史跡地の公有化が一定程度終了した場所（政庁ゾーン、正面ゾーンの一部等）において、史跡を体感できるような現地での遺構表示や、周辺を含めてガイダンス施設・案内板といった史跡を発信するための整備を行うとともに、史跡地内を安全に見学できるような環境整備を行います。

また、史跡の価値を市民とともに共有できるよう、整備の一部を市民参加型で実施するとともに、市民の利活用を促すための環境整備も行います。市民参加型による整備の例としては、石組池や石組溝の遺構表示のための石材を敷き詰めたり、遺構表現のための花壇や菜園などを設置して植栽をする等の手法を検討します。

なお、本計画では主にこの段階について規定します。

②価値の磨き上げに向けた整備（令和16～25年度）

史跡の本質的価値のさらなる顕在化に向け、公有化の進展状況を踏まえながら、各ゾーンのさらなる整備を検討します。また、史跡が学びや日常的な憩いの場にとどまらず、レクリエーションの場やイベント等で市民が主体的に利用できる環境となるような整備を行い、現代における本史跡の価値を市民とともに磨き上げていきます。

③価値の最大化と史跡の未永い保存・継承に向けた整備（将来）

史跡の本質的価値の最大化と史跡の未永い保存・継承に向け、将来的に史跡の追加指定と公有化の完了、寺院ゾーンを含めた史跡整備の完成を目指します。公有化によって新たに追加された整備対象地（史跡地）については、周辺地での整備の進展状況を踏まえ、必要に応じて整備手法の再検討を行いながら、新たに整備を実施します。

第6章 整備基本計画

本章では、遺構の特性や公有化の状況等を踏まえ、「保存活用計画」で規定したゾーニングに基づいて地区を区分するとともに、ゾーンごとに整備の現状と課題を整理した上で、具体的な整備内容を記載します。

1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

本計画では、保存活用計画で示した実施スケジュールに定める前期事業期間（令和6～15年度）のうち、本計画策定後となる令和8年度以降の8年間（令和8～15年度）について定めるものとします。

後期事業期間（令和16～25年度）以降の事業計画については、整備の実施状況等を勘案しながら、計画期間の後期に検討することとします。

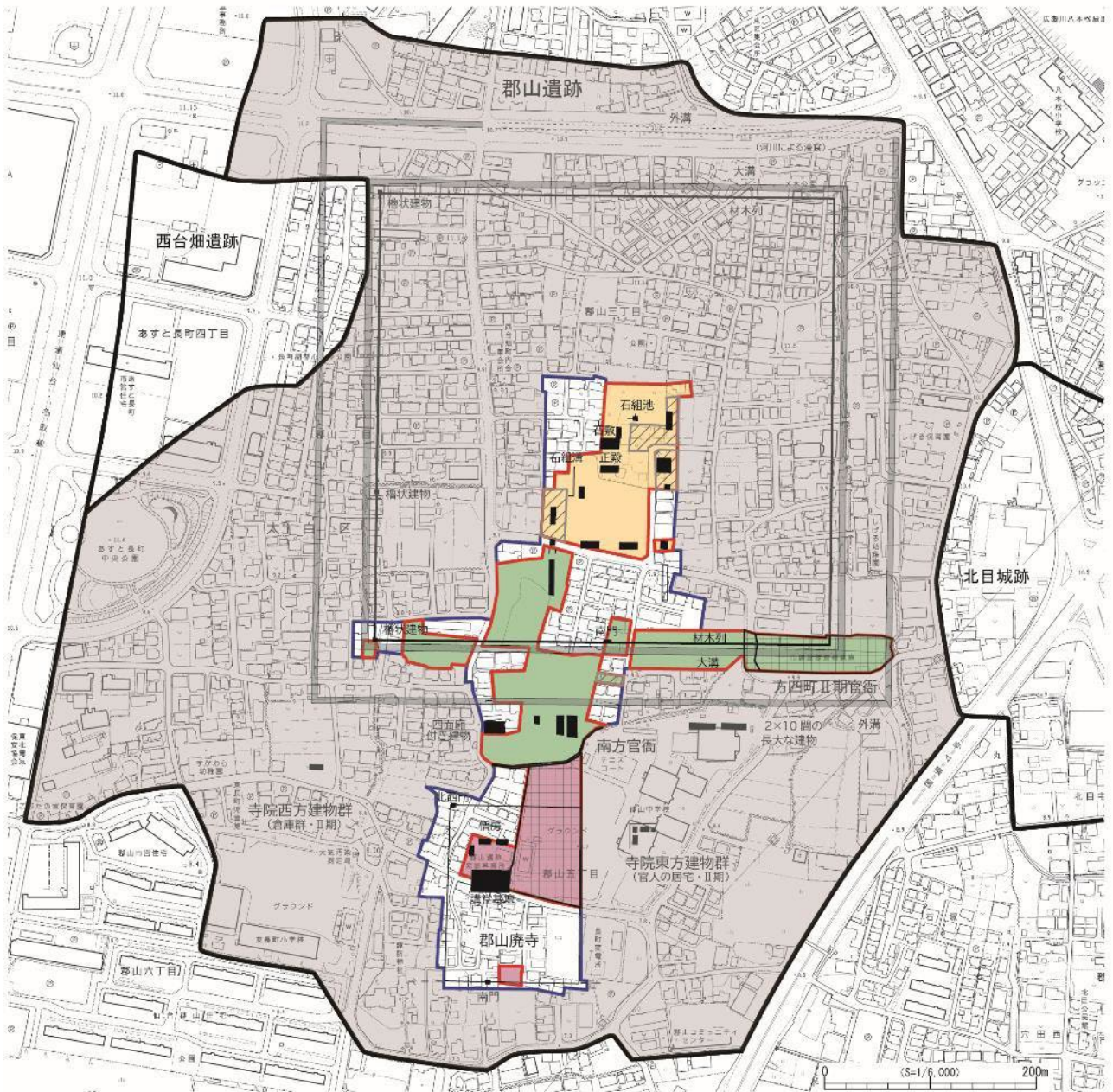
(2) 整備対象とする官衙の時期設定について

本史跡は、史跡指定範囲および将来的に史跡を目指す範囲がⅡ期官衙の時期の遺構配置を基準に設定されており、公有化もこの範囲を対象に進めていることから、現地の遺構表示はⅡ期官衙の時期を基準とします。その一方で、Ⅱ期官衙以前のⅠ期官衙の存在など、歴史的重層性が認められることから、説明板などをはじめとした情報面の充実化により、Ⅱ期官衙以外の史跡の価値の情報発信について補足し、その重要性を発信する整備を行います。

(3) 地区区分計画

整備にあたっては、Ⅱ期官衙を構成する遺構の特性や公有化の状況等を踏まえ、「保存活用計画」で規定したゾーニングに基づき、地区を区分し、①政庁ゾーン、②正面ゾーン、③寺院ゾーンの3つの整備ゾーンを設定します。

また、本計画の対象範囲のうちこれら3つのゾーン以外の部分を、④官衙周縁ゾーンとし、史跡地への誘導や各ゾーンの周遊連結機能、便益・ガイダンス機能といった機能を担うゾーンとして必要に応じて整備を検討します。



整備ゾーン区分図

(4) 整備ゾーンの現状・課題と整備等の対応方針

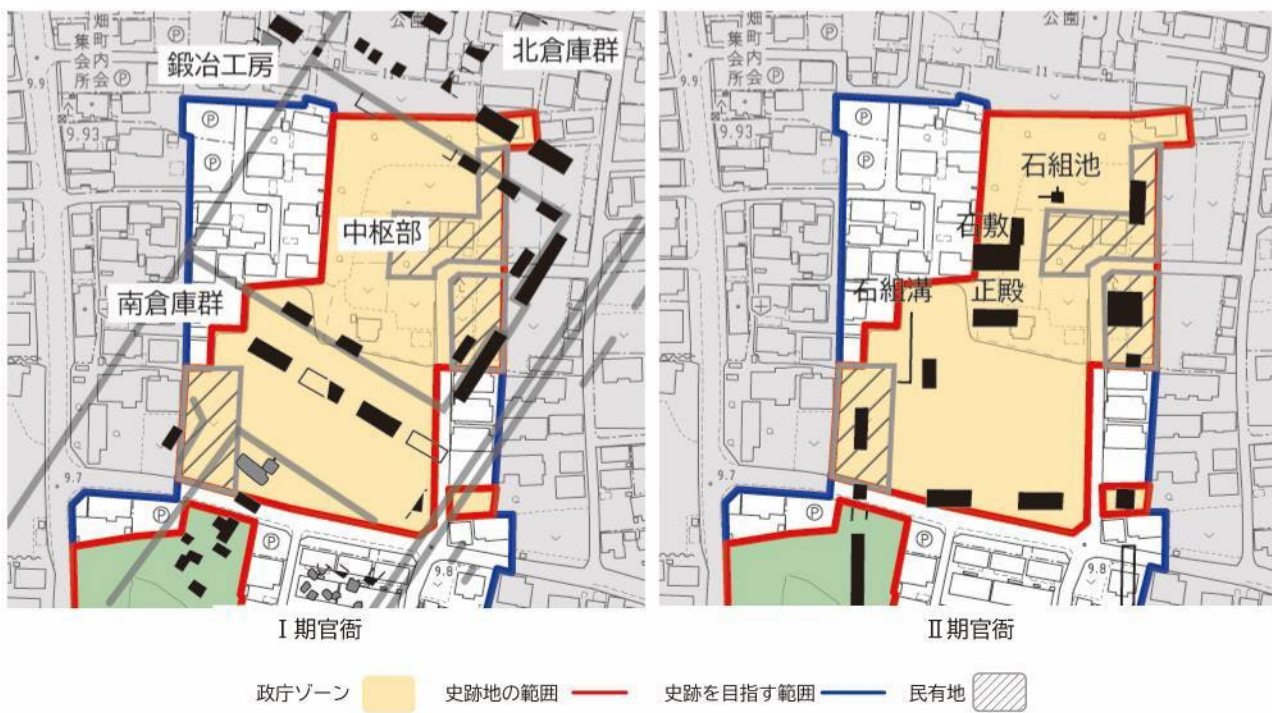
各整備ゾーンの概要と整備の現状・課題および整備の方針を整理します。

①政庁ゾーン

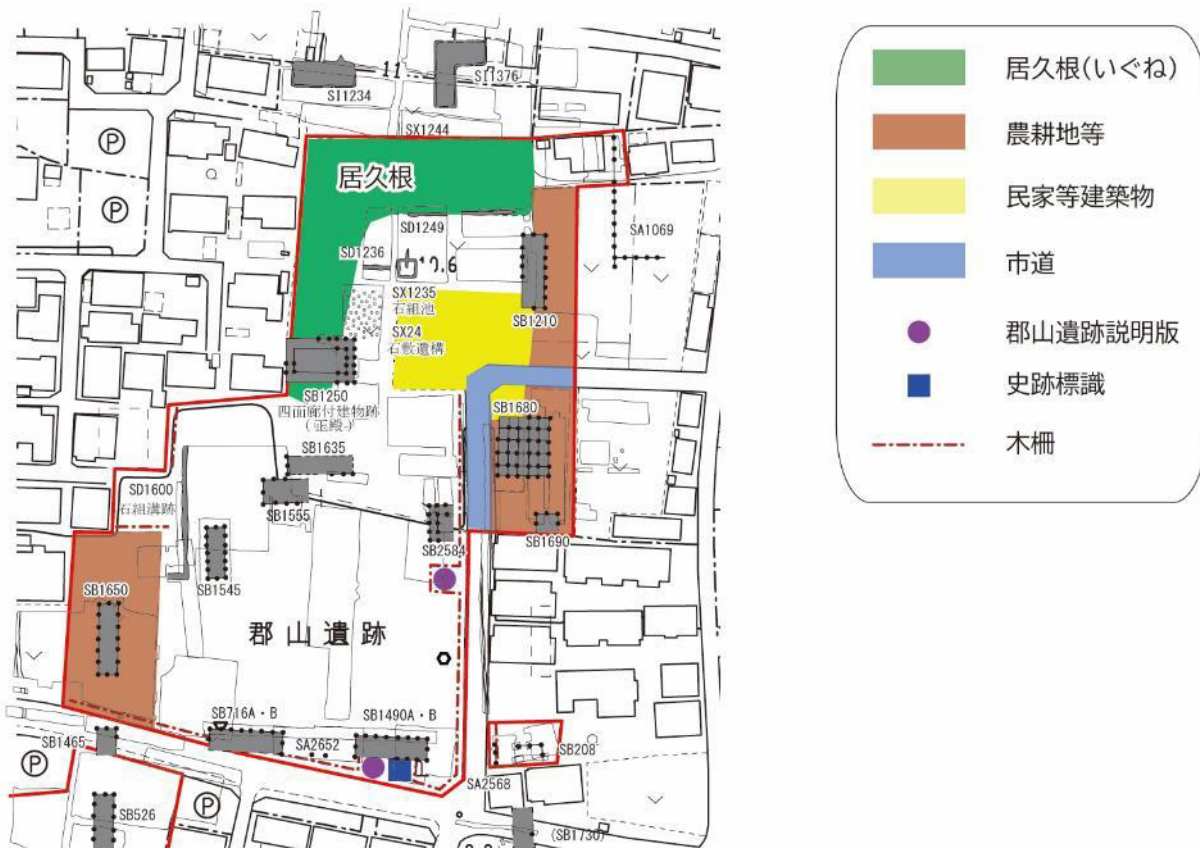
方四町Ⅱ期官衙の正殿や石組池、中枢建物跡が位置し、史跡地を東西に横断する市道までの範囲

とします。

他のゾーンと比べ、一体的な公有化が進んでいますが、民有地も一部含まれています。



政庁ゾーンの遺構図



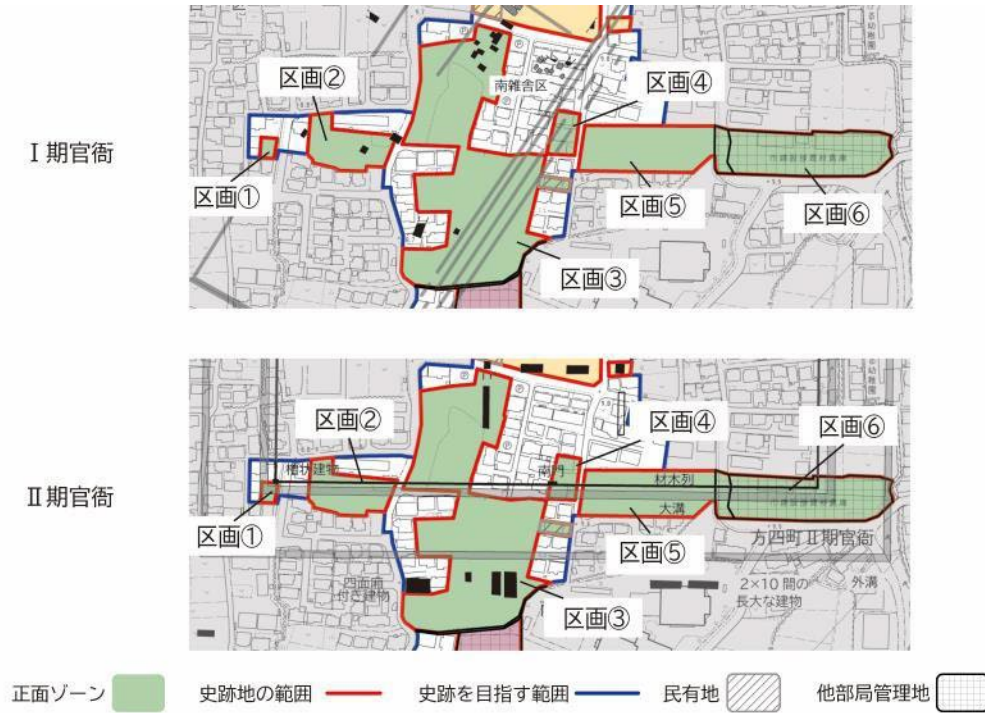
政庁ゾーンにおけるII期官衙の遺構と現況諸要素

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
正殿跡・石組池を中心とした中枢部遺構	遺構の復元整備等が行われていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。	→石組池の復元的整備を行う。 →建物跡については、平面的な遺構表示の整備を基本としつつ、一部は休憩所となるような屋根付きの日除け施設機能を兼ねた施設の整備を行う。 →サインや説明板を設置する。
	将来史跡（公有化）を目指す範囲が広範に残っており、完了の目途は立っていない。	→現在の公有化範囲を対象に、暫定的な整備を行う。 →将来的な史跡追加指定を見据え、立体的な整備は最小限に抑える。
	公有化以前の土地利用状況をそのまま残しているため地形は凹凸しており、一体的な利用が困難かつ一帯を同じ史跡地と視認しづらい。	→イベントや日常利用、防災時の利活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
便益施設	見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げている原因となっている。	→遺構の保存を前提としつつ、計画対象地での全体的な配置計画を踏まえ、本ゾーンで必要な便益施設の整備を行う。
道路	ゾーン南東部に史跡地を縦断する市道が存在し、安全な計画動線が確保できない。	→将来的な公有化の終了を見据えた郡山3丁目1号線の取り扱いについて関係機関と協議を行う。
居久根	ゾーン北部に生育する居久根は郡山地区の歴史的変遷および史跡の理解に資する要素である一方で、巨木化による倒木の懸念がある。	→Ⅱ期官衙の遺構と重複する範囲については伐採する。 →その他の部分については管理方針を設定し、適切かつ継続的に管理を行う。
防災・防犯機能	災害時における利活用については、「いっとき避難場所」での利用にとどまっており、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や外灯が少ないなど非常時の利用の際の課題がある。	→安全に利用できるための造成を行い、管理・運営に限らず非常時を見据えた必要な設備やその配置について検討する。

②正面ゾーン

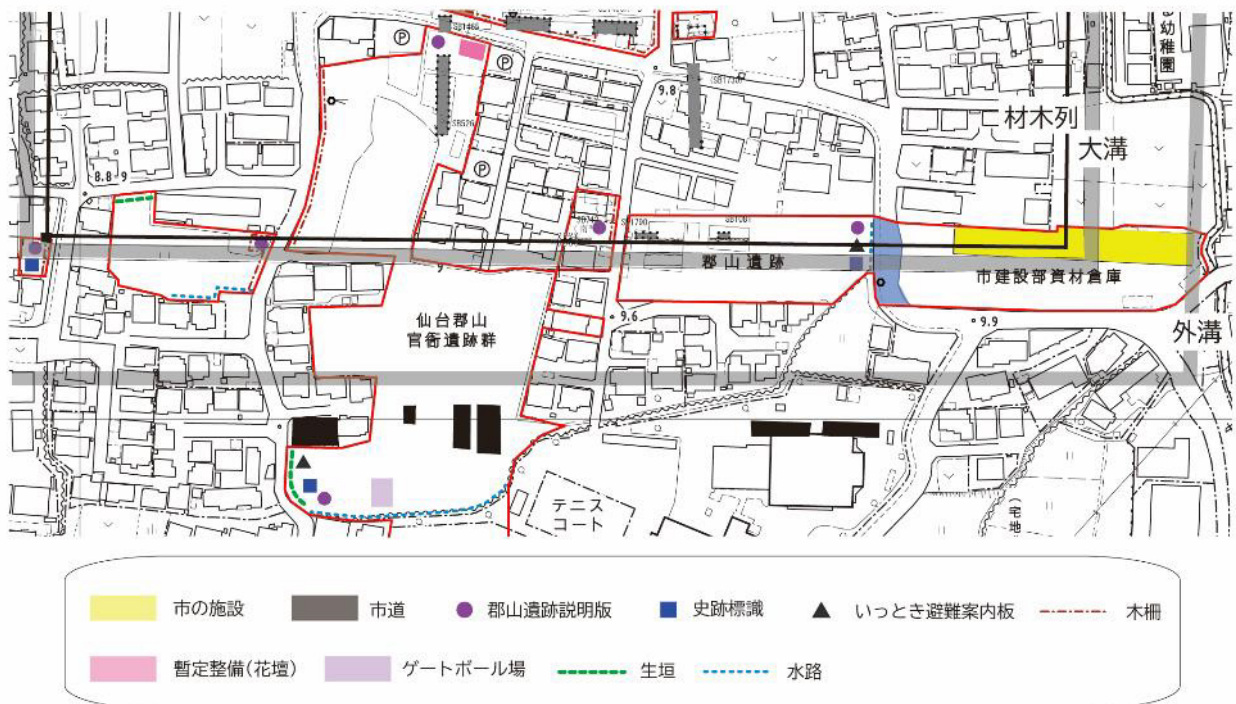
方四町Ⅱ期官衙の南門および南辺区画施設の範囲を対象とします。また、そこから一体的に公有化されている南北の範囲も含めます。東側は公有化されていますが、資材倉庫として利用されており、ただちに整備に着手できない範囲もあります。また、民有地も一部含まれています。

公有化状況により史跡が飛び地状になっており、6つの区画に分かれています。



※区画⑤・⑥の境界は道路西端 (=他部局管理地) としている。

正面ゾーンの遺構図



正面ゾーンにおけるⅡ期官衙の遺構と現況諸要素

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
南門跡・南辺 区画施設を中心とした官衙 南辺の遺構	遺構の復元整備等が行われていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。	→南門部分については公有化が完了していないため、今後の公有化の状況を踏まえ、整備内容や手法を検討していく。 →材木列跡および大溝については、部分的な復元的整備を行う。 →サインや説明版を設置する。
	将来史跡（公有化）を目指す範囲が広範に残っており、完了の目途は立っていない。	→未公有化の範囲が広いため、現在公有化されている範囲を対象とした造成等の暫定的な整備を行う。
	公有化以前の土地利用状況をそのまま残しているため地形は凹凸しており、一体的な利用が困難かつ一帯を同じ史跡地と視認しづらい。 排水施設は一部を除いて未整備であり、雨天時の排水が不良。	→イベントや日常利用、防災時の利活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
他部局管理地	史跡地内に他部局管理地があり、当該地の整備を行うことができない。	→史跡の一体的な整備に向けて、他部局管理地の取扱いに係る協議を行う。
便益施設	駐車場、駐輪場、見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→遺構の保存を前提としつつ、計画対象地での全体的な配置計画を踏まえ、本ゾーンで必要な便益施設の整備を行う。
道路	ゾーンを南北に縦断する市道が3本、私道1本あり、ゾーンを分断する形となっていることから、南辺部分の全体像が掴みづらい。	→将来的な公有化の完了を見据え、遺構の表示方法や整備方法を検討する。
防災・防犯機能	災害時における利活用については、「いっとき避難場所」での利用にとどまっており、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や外灯が少ない、雨天時の排水不良など非常時の利用の際の課題がある。	→安全に利用できるための造成を行う。隣接する郡山中学校が施設改修などにより、校地の利用制限がされる時は臨時的な利用ができるよう必要な設備やその配置について検討する。

③寺院ゾーン

郡山廃寺の範囲を対象とします。現在、公有化が進んでおらず、公有化が飛び地状に進んでいる状況です。中学校用地が一部含まれており、公有化されているものの整備に着手できない範囲もあります。



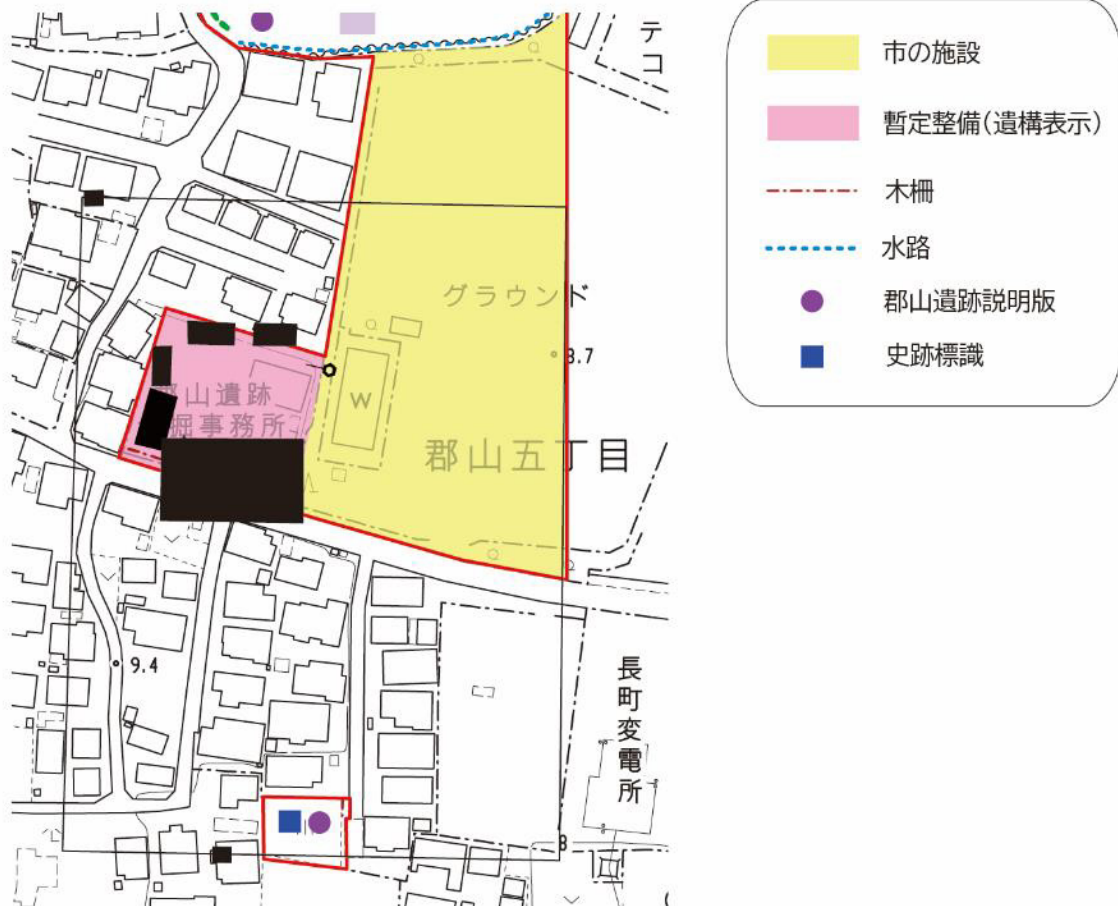
I期官街



II期官街

寺院ゾーン  史跡地の範囲  史跡を目指す範囲  他部局管理地 

寺院ゾーンの遺構図



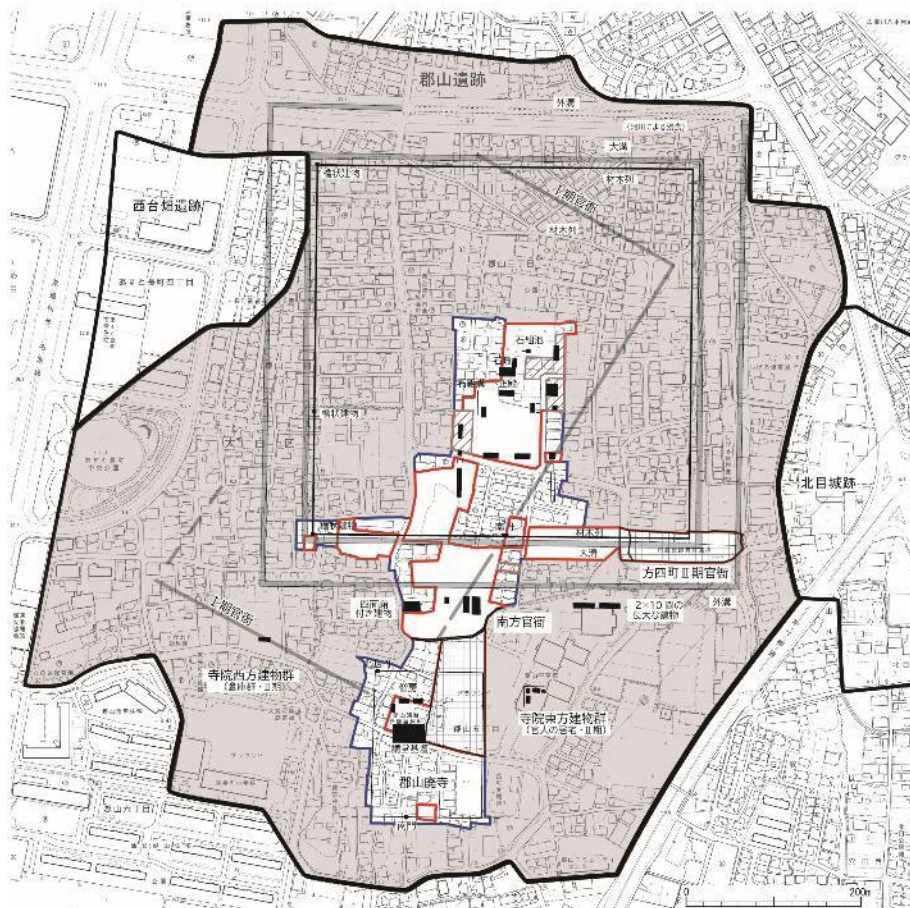
寺院ゾーンにおけるII期官街の遺構と現況諸要素

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
講堂基壇跡等を中心とした寺院の遺構	「将来指定を目指す範囲」が広範囲に存在し、今後一体的な整備を行うまでに時間を要する。	→引き続き公有化を進める。 →各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定する。
	未公有化範囲が広いため、遺構表示・復元ができない。	→サインや説明板を設置する。
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在することに加え、除草等の日常的な管理が追い付かない場合がある。	→公有地の効率的かつ効果的な管理方法を検討し、実施を目指す。

④官衙周縁ゾーン

上記3ゾーン以外の場所において、史跡地への誘導や各ゾーンを結ぶための機能、便益・ガイダンス機能を担う地区として以下の項目について整備計画を定めます。

- ・ガイダンス施設をはじめとした保存・公開・活用施設の設置の検討
- ・駐車場・駐輪場をはじめとした便益施設の設置の検討
- ・公共交通機関から史跡来訪までのサインや案内板の設置の検討



官衙周縁ゾーンとⅠ期・Ⅱ期官衙の主要遺構

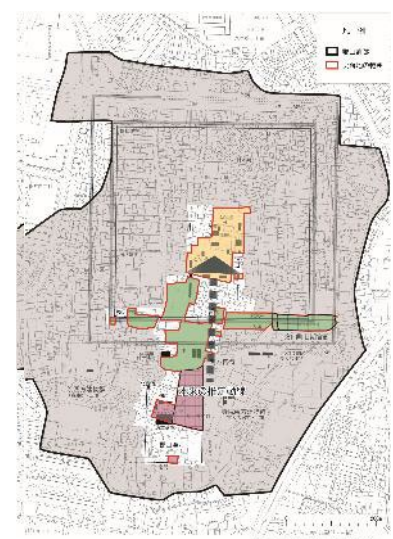
内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
保存・公開・活用施設	保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により解体・撤去となったが、史跡地内に位置するため建て替えが行えない。	→ガイダンス施設に発掘調査の拠点としての機能を付設する形での整備を検討する。
	史跡を体系的に理解するための拠点施設がない。	
	資料の展示を発掘調査事務所で行っていたが、東日本大震災の影響により中断している。	→設置箇所について整理の上、ガイダンス施設の整備を検討する。
	史跡地外の郡山中学校の1階部分に遺構の復元および遺跡解説を行っているが、学校内に位置するという特性上、日常的に開放されていない。	
便益施設	駐車場、駐輪場、見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→ガイダンス施設とともに設置箇所を調査の上、整備を検討する。
サイン・案内板	近隣駅等からの距離は比較的近いが史跡地への案内標識等がない。	→各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定し、駅や関連部局等と連携して、標示や案内板の設置を検討する。
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在し入り組むため、見学者が回遊しづらく、安全な見学動線を確保できない。	

2 動線計画

整備対象地を周遊するため、第1節で設定した各ゾーンを連結する想定動線の整理を行います。各エリアを繋ぐ動線については、既存の説明板も活かしながら、史跡の壮大さを体感できるような回遊ルートを設定します。その上で各ゾーンの動線の在り方について設定します。

(1) 地区間動線

これまでの発掘調査の成果から、方四町Ⅱ期官衙および郡山廃寺は南面に門跡が検出されることから、南面が正面であることが確認されています。そのため、本来の動線としては、南から北への動線であったことが想定されます。その一方で、現在の史跡地は住宅地の中に飛び地状に所在しており、本来的な動線を確保することは困

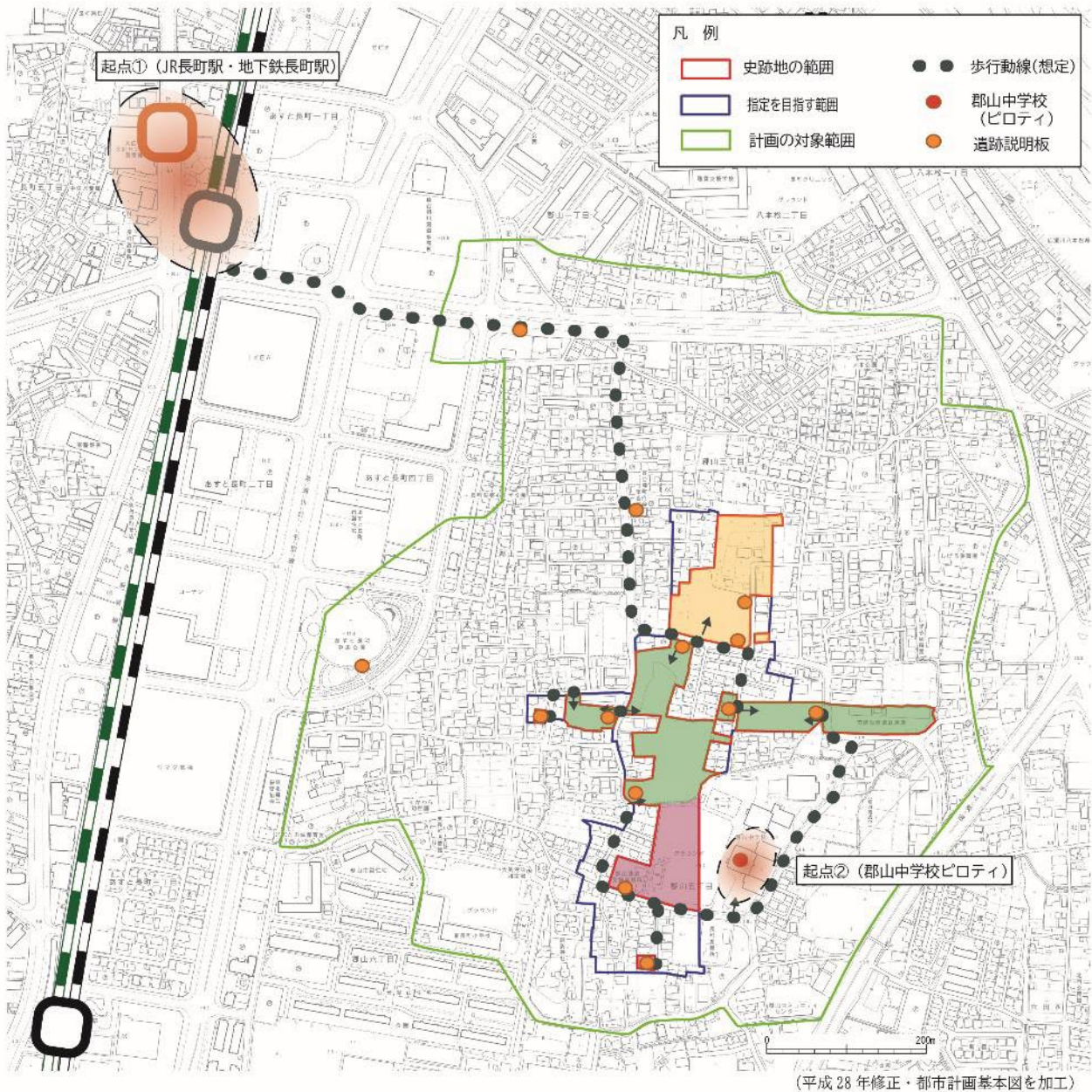


本来の推定動線

難です。そのため、各ゾーンの価値の顕在化を考慮しつつも、安全性や住民生活を配慮した動線計画を設定します。

史跡全体を周遊するにあたって、現在想定される起点は公共交通機関である JR 長町駅・市営地下鉄長町駅（起点①）が想定されます。また、既存施設である郡山中学校ピロティを起点（起点②）とした周遊ルートの大きく2つの起点が想定されます。現在の道路整備状況と史跡地や郡山中学校ピロティの位置関係から、可能な限り史跡地内を横断する形での歩行動線を考慮すると下図の動線が設定されます。

また、起点①の場合は政庁ゾーン、起点②の場合は郡山中学校ピロティがそれぞれ、史跡の導入部分としての役割を担うことが想定されます。



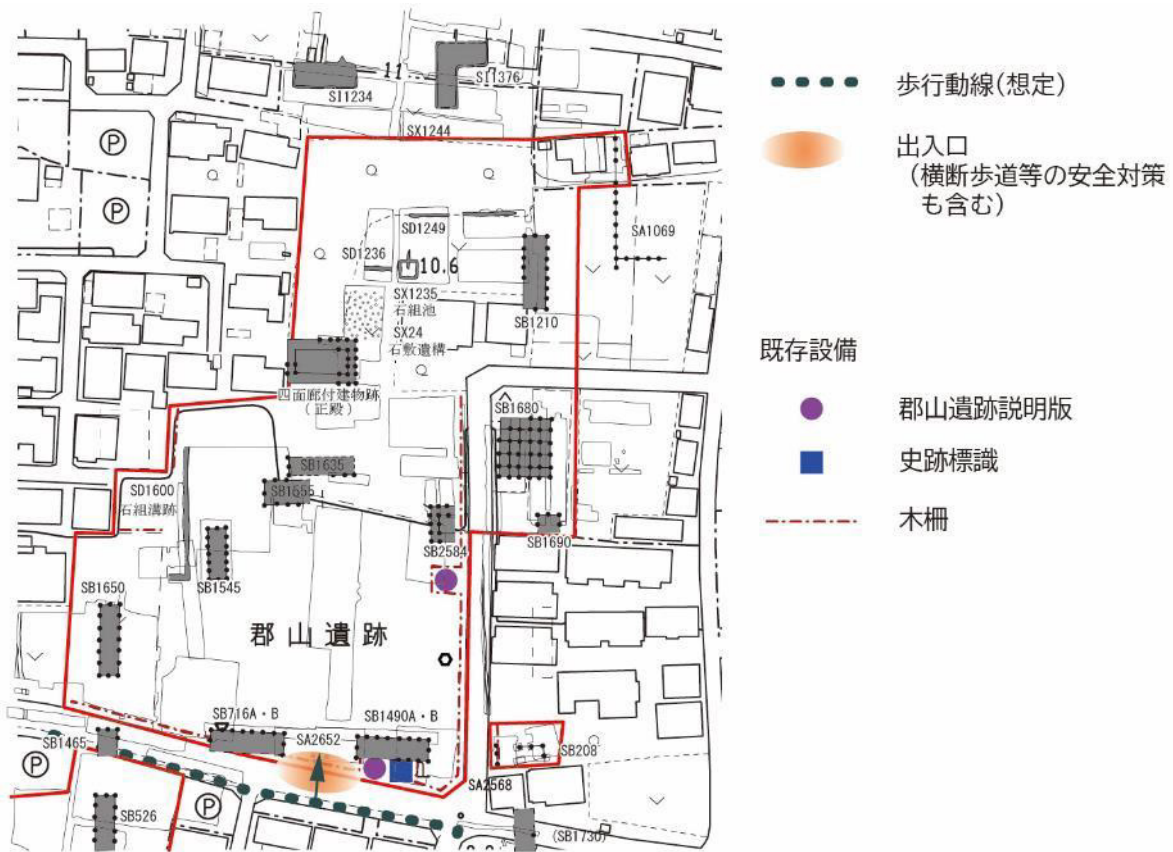
地区間動線計画

(2) 地区内動線

地区間動線と同じく、現在の公有化状況から本来の動線が設定できません。そのため各ゾーン内においては園路を設けず、自由動線とし、エリア内を自由に回遊することで古代官衙の壮大きさを体感できるようにします。また各ゾーンの価値の顕在化を考慮しつつも、安全性や住民生活に配慮した出入口を設定します。

①政庁ゾーン

本来の動線を表現するため、南面（正面）に出入口を設定します。しかし、政庁ゾーンと接する道路北側は十分な歩道幅員が確保されていないため、道路南側に設置されている歩道からのアプローチを前提とし、横断歩道の設置について警察署と協議を行うなど、安全性に考慮の上、出入口を設定します。安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いも必要に応じて設置します。



政庁ゾーンの動線計画

②正面ゾーン

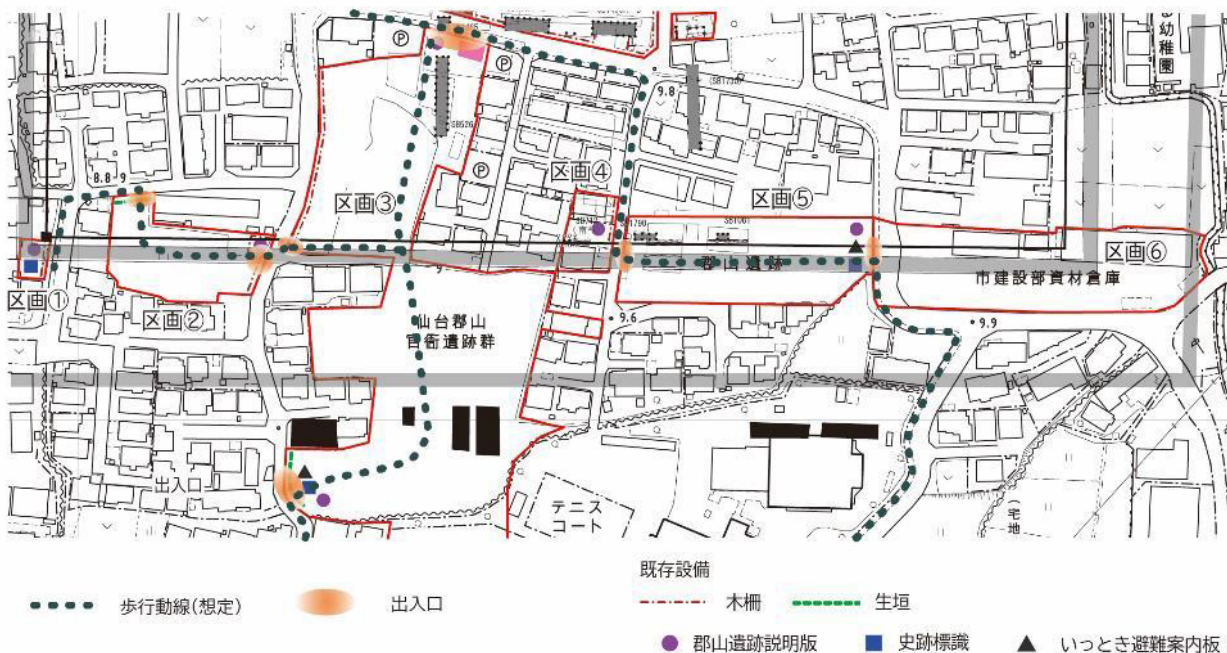
本ゾーンについては公有化状況および道路の横断により史跡が飛び地状になっており、6つの区画に分かれています。本来の動線を設定することが困難であることから、安全性や住民生活に配慮した動線を設定します。なお、造成対象とする区画②・③・⑤については、公開スペースとして出入口の設定を行います。また地区内は自由動線とし、エリア内を自由に回遊することで古代官衙の壮大きさを体感できるようにします。

他部局が管理する区画⑥を除いた、区画①、区画④については将来の整備までの間は原則非公開としますが、現地に所在する説明板と連結するための動線設定を行います。

出入口は、区画②・③・⑤に設置します。出入口の設定にあたっては、材木列跡または大溝といった方四町Ⅱ期官衙の区画施設が想起されるよう、その直線上への設置を基本とし、他区画へのアプローチや周遊安全性といった必要性に応じて追加で出入口を設定します。

区画②は東側に区画施設の直上、北東側に区画①へのアプローチのための出入口を設定します。区画③は西側に区画施設の直上、南西および北側に周遊安全性および他ゾーンへのアプローチのための出入口を設定します。区画⑤は区画施設の直上に設定します。

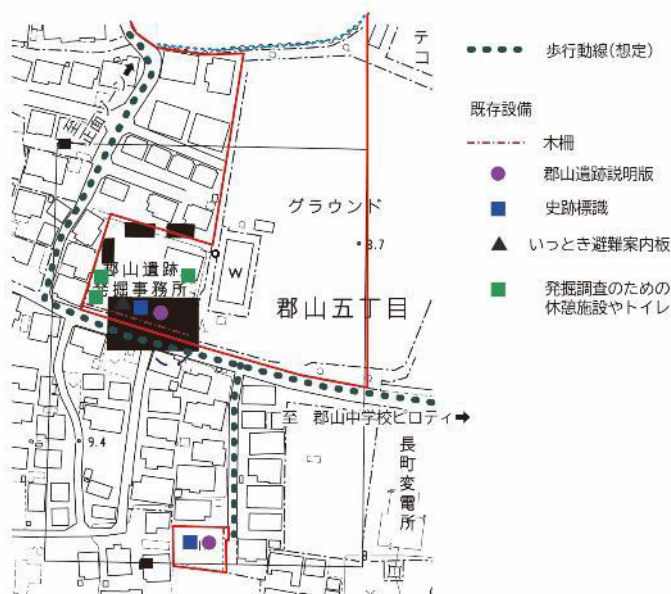
また、安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いも必要に応じて設置します。



正面ゾーンの動線計画

③寺院ゾーン

本ゾーンについては史跡が飛び地状に所在しており、今後の一体的な整備を見据えた造成計画を立てることが現状困難であるため、将来の整備までの間は原則非公開としますが、現地に所在する説明板と遺構表示に連結するための動線設定を行います。

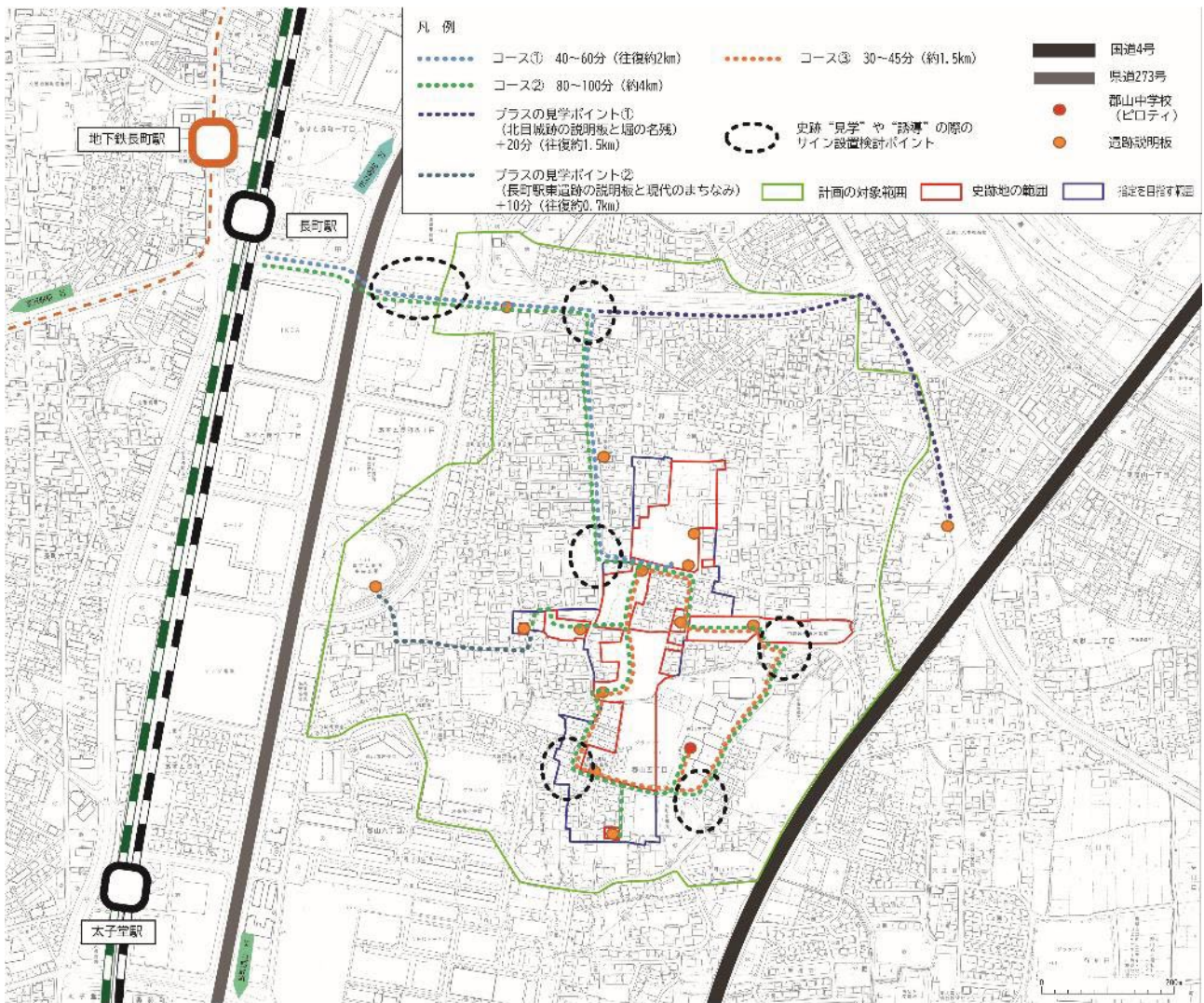


寺院ゾーンの動線計画

(3) 周遊コース

史跡内における説明板・ガイダンス施設・遺構表示を結ぶモデルコースを設定します。モデルコースは長町駅を起点としたコース①—郡山遺跡お試しコース、コース②—郡山遺跡満喫コースの2つのコース、郡山中学校ピロティを起点としたコース③—郡山遺跡史跡一周コースを示します。また、モデルコースを示すとともに、現地での歩行者動線が分かりやすくなるよう、主要ポイントへの案内板や誘導標識の設置ポイントについて整理します。

これらのモデルコースについて、史跡の理解を効果的かつ効率的に理解できるよう、周遊マップの作成・配布、現地の説明板への掲載（QRコードなど手法含む）、HPなどで周知します。



サイン計画および史跡巡りモデルコース (案)

3 遺構保存に関する計画

本史跡では、地表に現れている遺構が確認されないため、地下埋蔵遺構を対象として、その保存について以下の通り計画します。

(1) 十分な盛土による保全

遺構保護のため 30 cm 以上の保護層の確保を原則とします。これまでの発掘調査により遺構面は現地表面から 20～120 cm 程度の深さに存在しており、必要に応じて盛土を行います。盛土にあたっては、遺構の保護層を確保するとともに、史跡と隣接する道路・宅地の標高を調査の上、表面排水を考慮した適切な盛土厚を設定します。

また、遺構表示や解説板等の整備に必要な構造物を設置する場合には遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。

(2) 地下に影響を与える行為の規制

遺構表示に伴う基礎工事や電気・水道などの設備の工事にあたっては、地下遺構に影響を与えるような行為を制限します。

4 造成・排水に関する計画

現状では、公有化以前の土地利用の状況が残されており、各所に凹凸が認められ、周囲が宅地に囲まれた窪地では大雨時に適切に排水しきれず冠水するなどの状況も見受けられます。このため、遺構の保存を前提としながら、来訪者が安全に訪れることが出来るよう、造成・排水に関する計画を設定します。

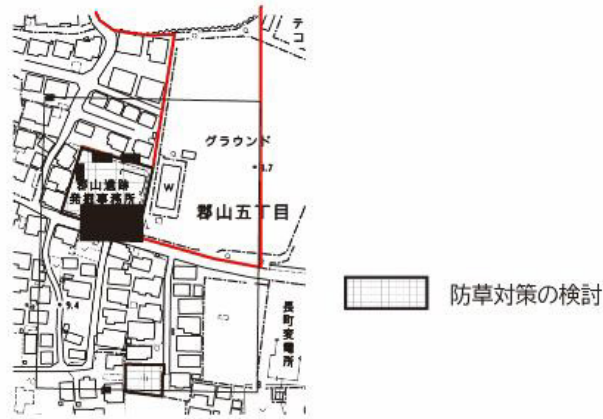
(1) 造成計画

①政庁ゾーン・正面ゾーン

当時の地形については不明確ですが、現在の地形は概ね北から南にかけて緩やかに傾斜しています。そのため北から南にかけて緩やかな勾配を確保しながら、史跡と隣接する排水設備への接続を考慮した平地造成を基本とします。造成にあたっては測量調査を実施し、史跡周辺を含めた道路や宅地の標高を調査の上、遺構保存および表面排水を考慮した適切な造成高を設定し、盛土・切土を行います。また、雑草の繁茂した現状の表層を一定の深さですきとりを行った上で盛土を実施します。なお、表層は、遺構表示を行う箇所を除き、張芝による保護を検討します。また、空間表現として、大溝や外溝を境にその表層に施す植栽等に相違を持たせ、空間の境界を表示する方法を検討します。

②寺院ゾーン

本ゾーンについては、未公有化範囲が広く一体的な造成計画の見通しが立たないため、造成は実施しません。しかし、雑草の繁茂が顕著であり、来訪者が現在の遺構表示が見つらいという問題があり、管理面では景観など周辺宅地へも影響を与えています。その対策として表層に砕石敷・張芝等の対策を検討します。



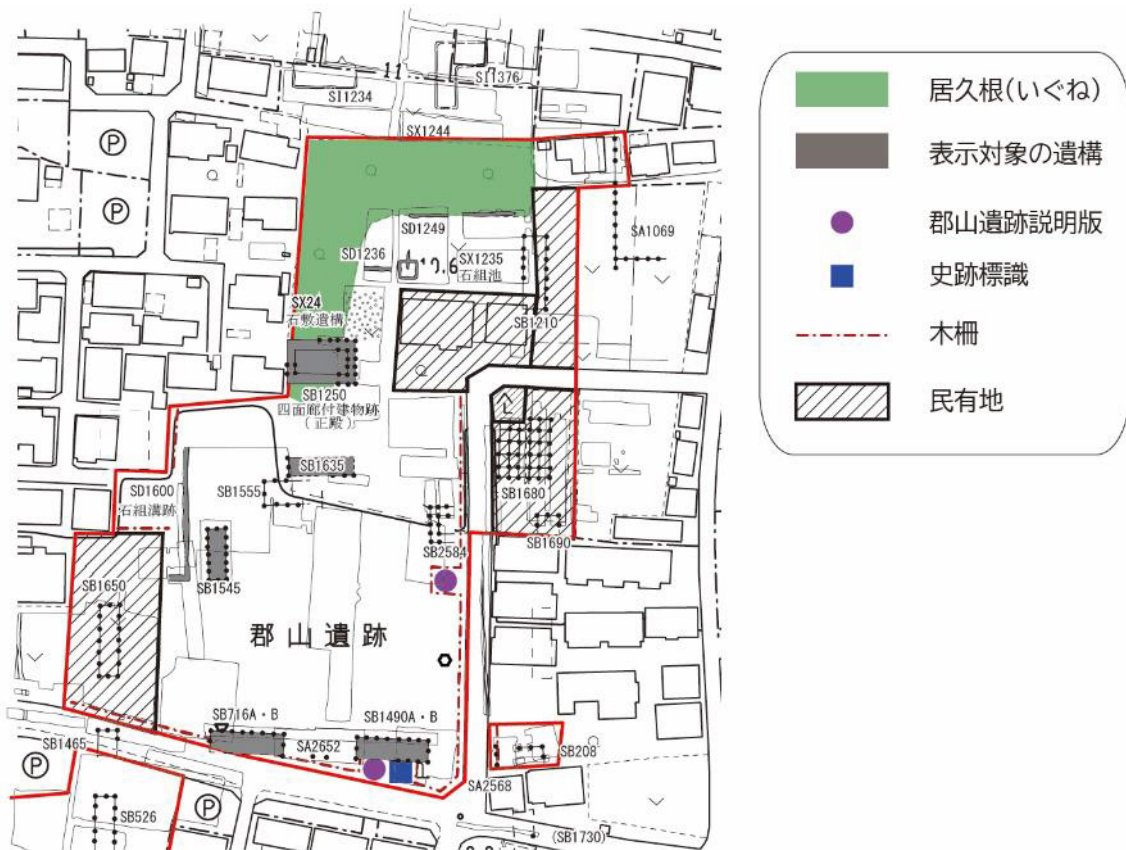
寺院ゾーンの地形造成計画

5 遺構の表現に関する計画

将来の一体的な整備を見据え、遺構の表現は平面的な表示を基本とします。なお、すでに比較的まとまった用地が確保され、発掘調査による一定の状況の把握も行っている政庁ゾーンについては、立体的な整備手法も実施します。

(1) 政庁ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域を構成する建物群（SB1250・1635・1545・716・1490・2584）や、関連施設である石組池・石組溝・石敷遺構（SX1235・SD1217・1249・1236・1600）があります。



政庁ゾーンにおける遺構表示

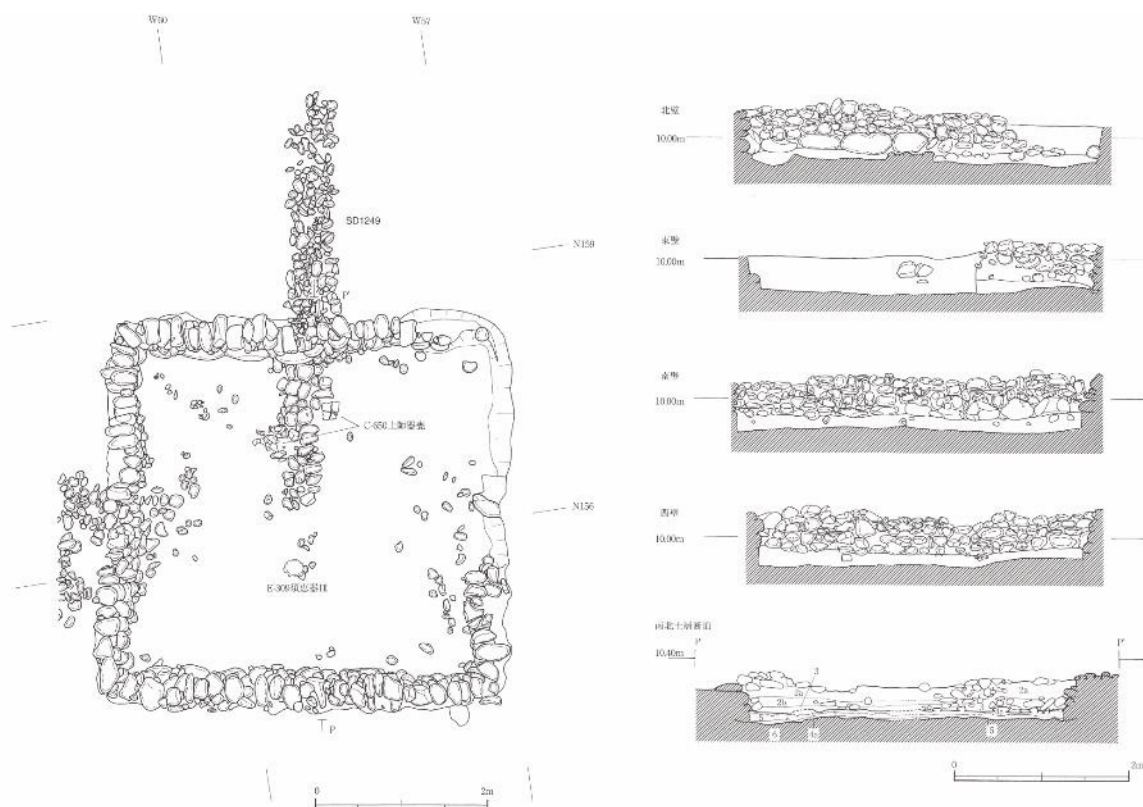
①立体的表示 (SX1235・SD1217・1249・1236・1600)

石組池・石組溝 (SX1235・SD1217・1249・1236・1600) については、史跡を象徴する遺構であるため、立体的な表示を行います。また、可能であれば一時的な貯水や通水等の機能を持たせる形の整備を行います。発掘調査の成果を踏まえ、遺構の位置や規模を再現します。なお、石組池については、市民の理解促進と愛着の喚起を図る観点から、遺構の整備の一部（敷石など）を市民参加型の手法を用いて行います。

(遺構の概況)

SX1235 石組池跡

東西 4.6m、南北 4.6m の正方形で内法は東西 3.7m、南北 3.5m の規模で、発掘調査で確認された側石上面から底面までの深さは 60 cm 程であるが、上面の石は外されている可能性がある。側壁は河原石を小口積みに重ね、最下段のみ大きな石を横長に配している。底面は拳大のやや扁平な河原石を敷き詰めている。



石組池 (SX1235) 平面・断面図

SD1217・1249・1236・1600 石組溝跡

5～30 cm 大の河原石並べた石組溝で、幅が 58～92 cm、深さはこれまでの発掘調査ではその大部分が底面のみの検出に留まっているが、SD1600 部分の調査により、15～20 cm 程度であったと推定される。北東から SD1217・1249 から SX1235 石組池に接続し、石組池の西側から SD1236・SD1600 と南西へ延びているものと考えられる。

(遺構表示に関する考え方)

- ・地下遺構の保護に留意して、復元にあたっては遺構面から 30 cm以上の保護層を確保の上、復元を行う。
- ・石組池の復元にあたっては、自然石の使用を基本とするが、材料確保の状況によっては擬石などのその他素材を用いた手法も含めて検討する。
- ・石組溝の表示にあたっては、自然石の使用を基本とするが、材料確保やコスト面等の状況によっては平面的な表示や擬石の使用等の方法も検討する。
- ・市民の理解促進と愛着の喚起を図る観点から、遺構の整備の一部（敷石など）を市民参加型の手法を用いて行う。

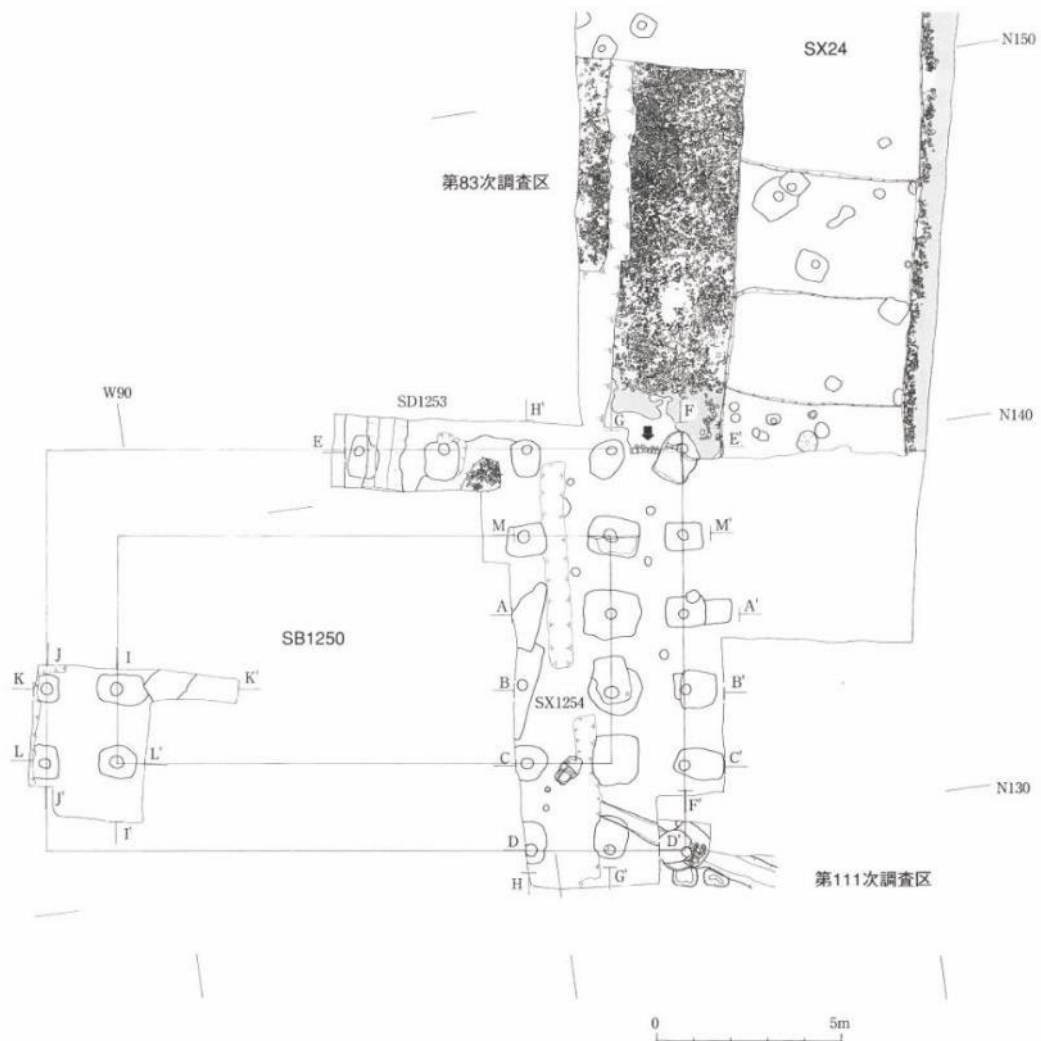
②平面的表示 (SB1250・1635・1545・716・1490)

政庁域の中樞建物である (SB1250・1635・1545・716・1490) については舗装に違いを持たせ、その建物位置について表示します。

(遺構の概況)

SB1250 建物跡

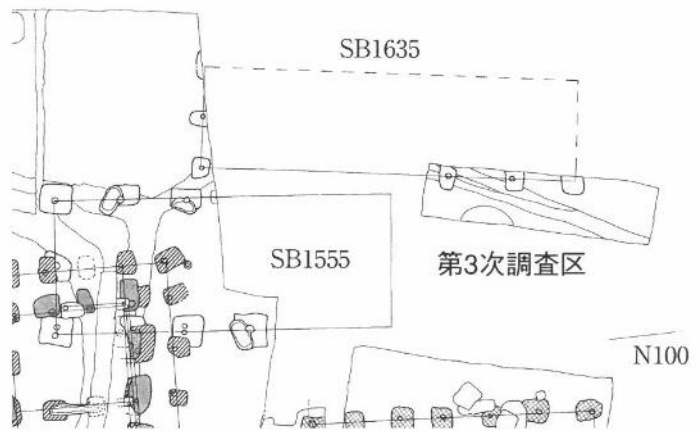
桁行 8 間 (総長 17.4m)、梁行 5 間 (総長 11m) の東西棟の四面廂付建物跡で柱痕跡は直径 30 cm程度である。



正殿 (SB1250) 平面図

SB1635 建物跡

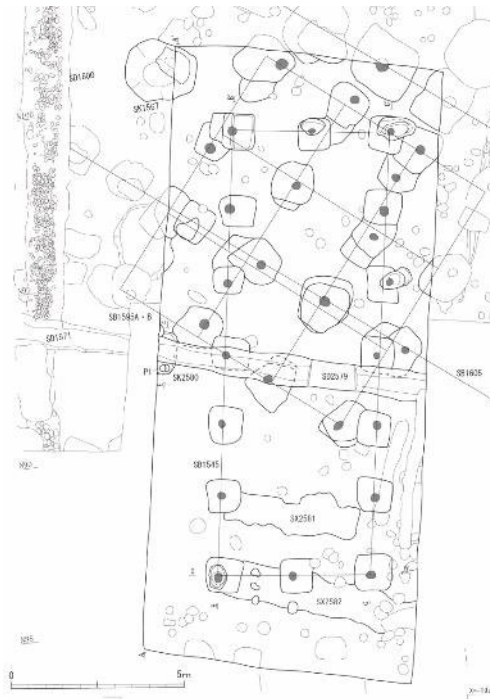
桁行 6 間（総長 16.6m）、梁行 2 間かそれ以上（総長 4.4mかそれ以上）の東西棟の建物で柱痕跡は直径 15～20 cmである。



前殿（SB1635）平面図

SB1545 建物跡

桁行 6 間（総長 12.7m）、梁行 2 間（総長 4.4m）の南北棟の側柱建物で柱痕跡は直径 18～28 cmである。



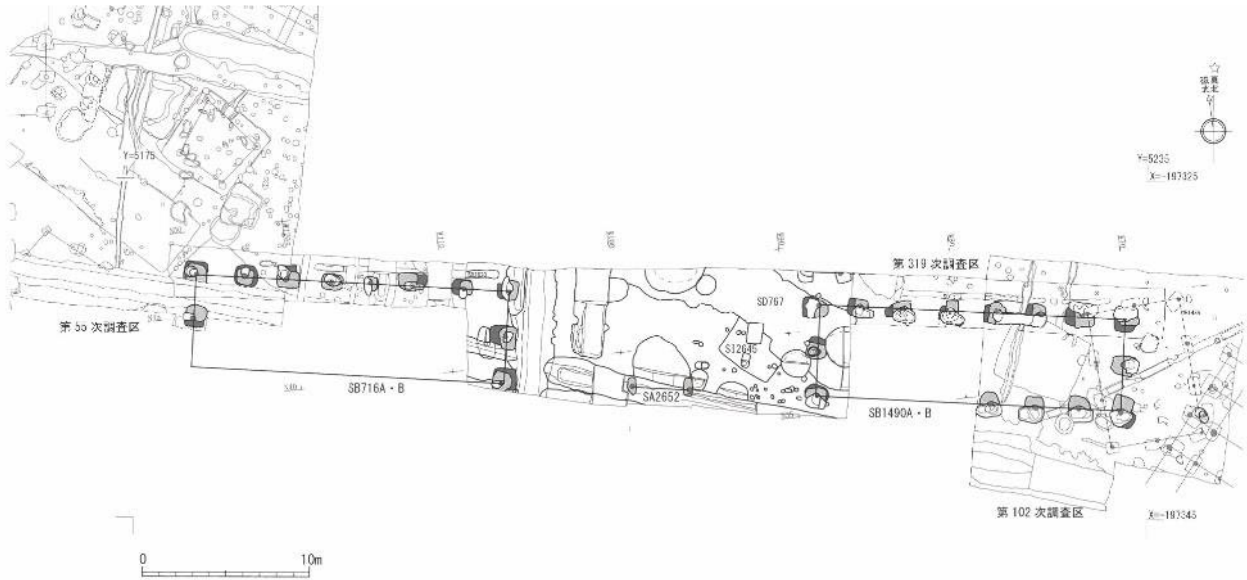
西脇殿（SB1545）平面図

SB716 建物跡

桁行 7 間（総長 18.2m）、梁行 2 間（総長 5.5m）の東西棟の側柱建物跡で柱痕跡は直径 25～30 である。なお南西隅の柱穴および、南側柱列の一部は道路上に位置している。

SB1490 建物跡

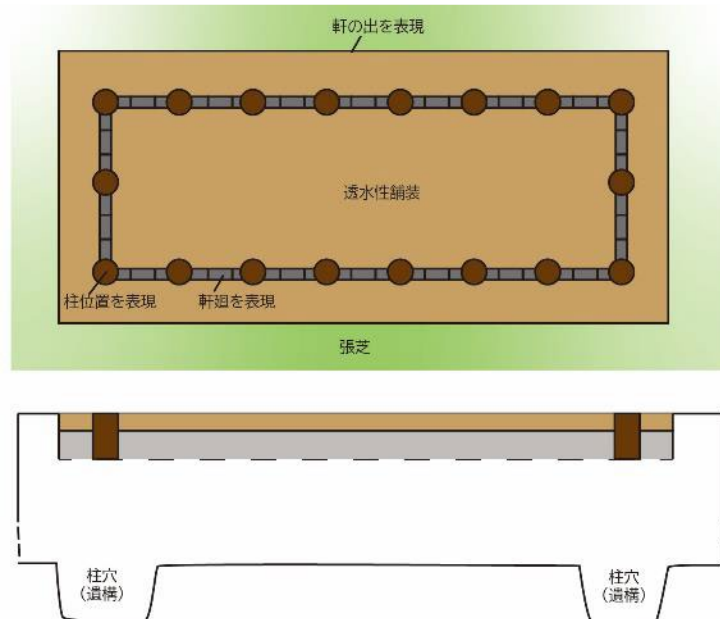
桁行 7 間（総長 18.2m）、梁行 2 間（総長 5.4m）の東西棟の側柱建物跡で柱痕跡は直径 20～30 cmである。



東西棟建物（SB716・1490）平面図

（遺構表示に関する考え方）

- ・ 建物跡については柱位置と軒廻り、軒の出がイメージできるように表示する。表示にあたっては、建物規模は透水性の舗装材を用いる等、周囲と差別化を図り表示する。遺構表示に用いる素材については基本設計の中で検討していく。
- ・ 例えば、SB719・1490 建物跡については上記の表示に加えて、建物内側を花壇等として活用・標示する方法についても検討していく。植栽を行う場合は地下遺構への影響を配慮し、根の浅い花苗によるものとする。併せて、周辺には広場利用者のためおよび植栽の管理に必要な給水設備の整備方法を検討する。
- ・ 可能であればいずれかの建物について、その位置、規模、柱の配置を再現する形であずまや、パーゴラ等の日除けのための休息施設（便益施設）とした機能を兼ねた形での設置を検討する。



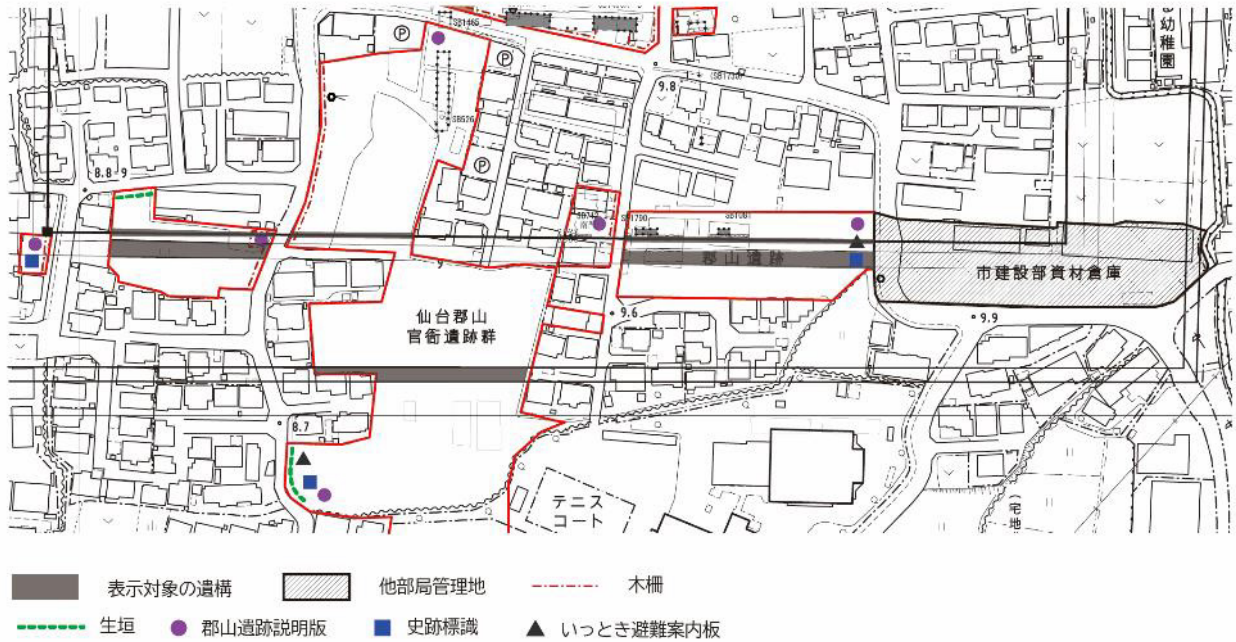
建物跡の遺構表示イメージ図

(2) 正面ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の中心的な遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域の西列建物群（SB526）、区画施設である南門跡、材木列、大溝、外溝、南方官衙を構成する建物群（SB2010・2015）があります。

しかし、ゾーン全体の将来的な公有化完了には長期間を有すると想定され、本計画期間では、将来の一体的整備を見据えて地形造成を優先的に進めていくこととし、遺構表示については材木列、大溝、外溝といった本ゾーンを象徴する区画施設に限り、平面的な表示を行います。

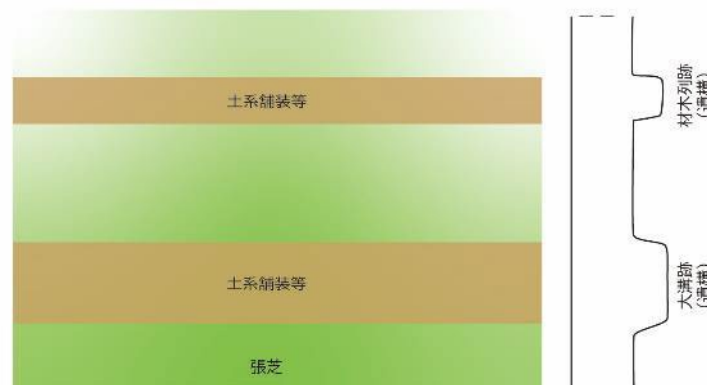
そのほかの遺構表示の内容や方法については、整備の進捗を踏まえて検討することとします。



正面ゾーンにおける遺構表示

(区画施設の遺構表示に関する考え方)

- ・ 区画施設については造成後の表面（張芝）と区別されるよう、異なる舗装方法を用い周囲と差別化してその平面範囲を表示する。
- ・ 舗装にあたっては、材木列跡の範囲は木材が連想されるよう、茶色系での舗装色を検討し、外溝や大溝とは色彩を分けることを基本とする。
- ・ ゾーン内において区画が分かれることから、暫定的な整備・活用を見越し、区画ごとに異なる平面の舗装方法を検討する。



区画施設の遺構表示イメージ図

(暫定的な整備・活用に関する考え方)

区画施設における平面表示を行うとともに、次のような形での整備と利活用を検討します。

例)

- ・遺構の範囲を示した花壇・菜園・水田等の区画を整備し、植栽または栽培を行う。
※植栽・栽培植物は飛鳥・奈良時代や官衙・寺院等を連想するものを候補とする。
- ・遺構表示を透水性舗装等で整備し、その範囲をイベント（フリーマーケットや地域行事・祭り）の出店エリアとして提供する。
- ・遺構表示に用いる素材をウレタン舗装等、運動に適した方法を用い、その直線を利用したアクティビティの場として提供する。

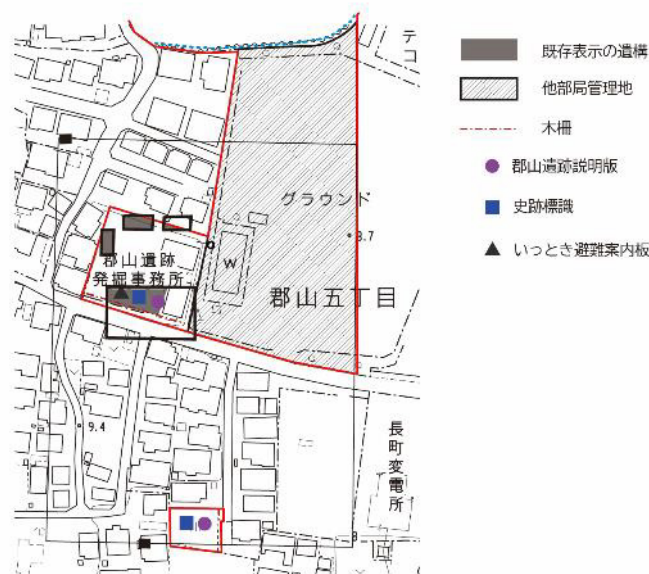
(将来的な整備に関する考え方)

現在は材木列の立体表示について、その配置箇所(範囲)や方法について、公有化状況の進捗を見据え未検討の状況のため、その方法については本計画の計画期間以降に改めて検討していくこととします。その一方で材木列跡はその高さで長さが史跡の壮大さを象徴的に示す遺構であることから、現時点で将来的に検討すべき事項について示します。

- ・位置・範囲について
- ・表示方法（素材・高さ）について
- ・地下遺構への影響（盛土厚・基礎深さ）について
- ・維持・管理・修繕について
- ・必要な調査について

(3) 寺院ゾーン

本エリアにおいて新たな遺構表示は今後実施することとし、公有化状況に応じて改めて検討することとします。現在、講堂基壇の範囲を部分的に示した遺構表示がなされています。現状、これらの遺構表示は雑草等により来訪者が現在の遺構表示が見づらいという問題があります。そのため表層に碎石・張芝等の設置などの方策を検討します。



寺院ゾーンにおける遺構表示

6 修景・植栽整備に関する計画

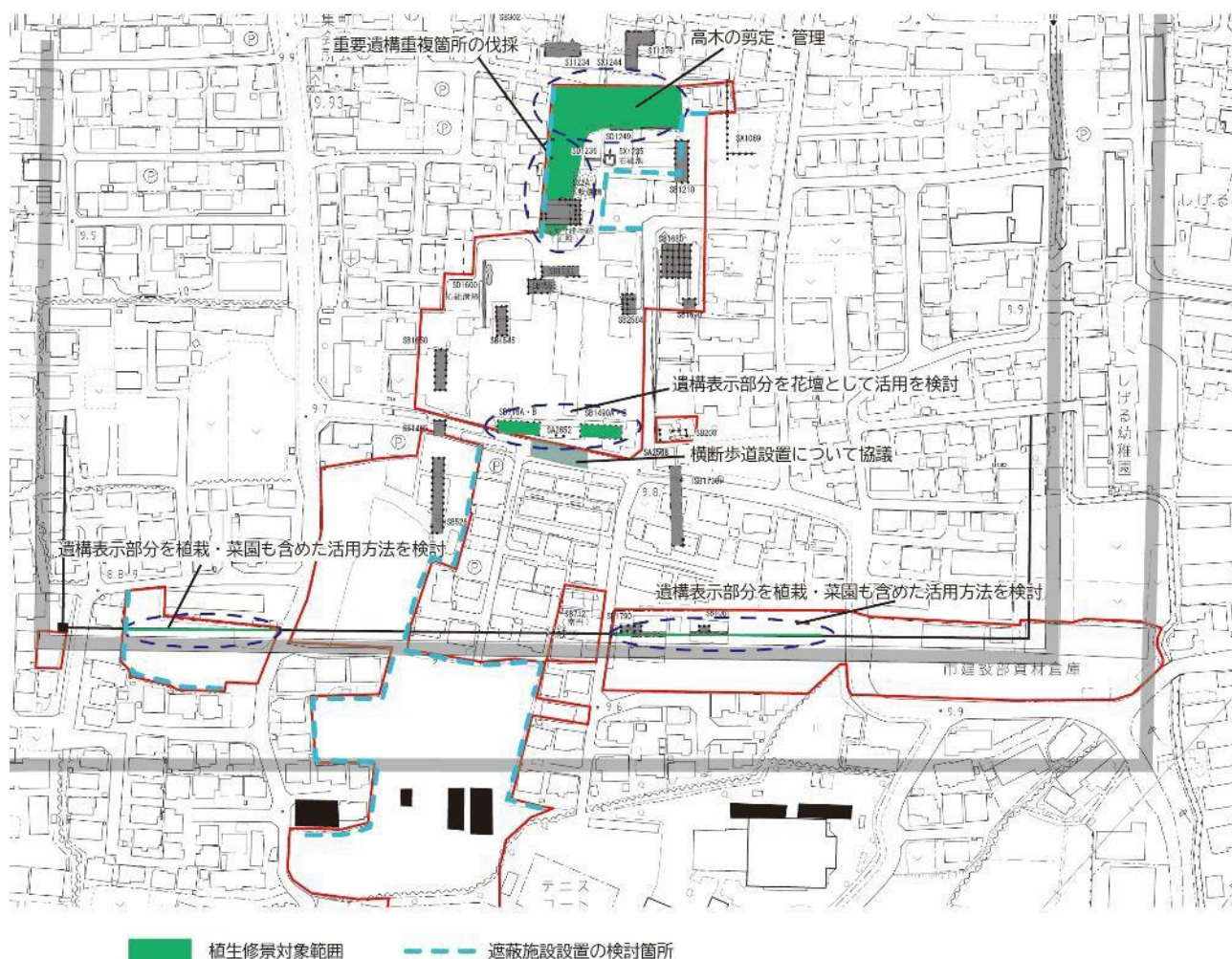
本計画では、将来的な整備を見据えた暫定的な修景を計画します。

(1) 修景

- ・現在、政庁ゾーンには、居久根の樹木（ケヤキ等）が生育しており、これら既存樹木による木陰を活かします。なお、これらの樹木は、重要遺構との重複や巨木化による周辺への落葉の影響、将来的な倒木の危険性等有るため、管理方針を設定し、必要に応じて、伐採、枝払いを行いながら維持管理します。なお伐採木については有効活用について検討します。
- ・隣接する家屋や学校等のプライバシー確保に配慮するため、必要に応じて遮蔽施設の設置を検討します。具体的な配置の有無・規模については今後の基本設計で検討していきます。
- ・史跡の壮大きさが体感できるよう、統一的な造成・舗装を行います。未調査地が含まれることや将来的な整備対象エリアが拡大することを考慮して、恒久的な舗装方法は避け、張芝を基本とします。
- ・政庁ゾーンと正面ゾーンの間位置する市道については、地区間の安全な接続のため交通車両への注意喚起のため横断歩道の設置等の方策について検討し、関係部局と協議します。

(2) 植栽

- ・市民参加型の史跡整備を目指すため、史跡地において市民共有の花壇や菜園などの活用について検討を行います。なお、これら植栽活動の実施にあたっては遺構表示部分を利用して、市民と



修景・植栽の計画対象地

ともに遺構を表示する等の活用方法を検討します。実施にあたっては地下遺構に影響を与えることが無いようにします。

- ・植栽や植生、花壇の維持管理にあたっては、市民の参加を募りともに実施していきます。
- ・植栽活動の実施にあたっては、学校連携としてこれまで行ってきたように史跡ガイドや講座などと抱き合わせる形で史跡の価値について普及啓発を行います。
- ・これまで近隣学校と行ってきた植栽活動は出前講座とセットで行うことで、史跡の理解と史跡地への愛着を育むことにつながると効果があったと総括されます。

7 案内・解説施設に関する計画

次のように現状案内・解説施設の整備を行います。なお、施設の外観やそのデザインについては、本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた時代や周辺の景観とも調和の取れたものを基本とします。

(1) 標柱

史跡標柱は現在6ヵ所に設置されています。現状では各ゾーンの道路等から視認される位置に設置されているため、現段階では新たな標柱の設置について検討は行いません。しかし、今後の公有化状況により、必要に応じ設置の検討を行います。

設置にあたっては、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を設置し、材質は既存標柱と同じく耐久性がある花崗岩等の石材を選択します。

(2) 総合案内板

周遊コースの起点と想定される政庁ゾーンに総合案内機能をもった、史跡の導入を含めた説明板を設置します。また、利用案内や注意事項も併せて示します。現在、史跡の総合案内となるようなサインは政庁ゾーンの説明板に存在しておらず、既存の説明板の盤面更新または、新設を含め検討します。また、政庁ゾーンと同じく周遊コースの起点と想定される郡山中学校ピロティ内にも、既存の解説パネルの更新とともに、総合案内機能をもった説明板の設置を検討します。

なお、視認されやすいように、目線の高さにあわせた盤面での設置を検討します。

(3) 地区案内板

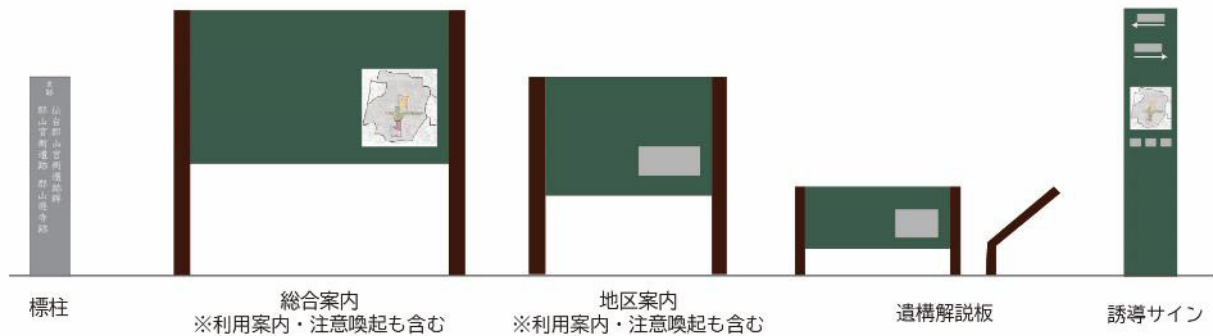
ゾーンごとの地区案内および解説機能をもった説明板の設置を検討します。併せて利用案内や注意事項も示す形での内容で作成します。設置にあたっては政庁ゾーン、正面ゾーン、寺院ゾーンの各ゾーンで設置し、新設および既存の説明板の盤面更新も含めてその設置方法を検討します。視認されやすいよう目線の高さにあわせた盤面での設置を検討します。

(4) 遺構解説・遺構名称板

遺構表示を行う、石組池跡や建物跡などの個別遺構を解説するための遺構解説板や名称板の設置について検討します。なお、設置にあたっては遺構表示とセットとなるため、高さを押さえ、見下ろすような形での盤面での設置を検討します。

(5) 誘導サイン

歩行動線の明確化のため、史跡地内や周辺道路の主要ポイントに名称・方向・距離などを示す誘導標識を設置します。設置にあたっては、遠くからも視認される大きさ、高さの設置を検討します。



各種サインのイメージ

(6) その他

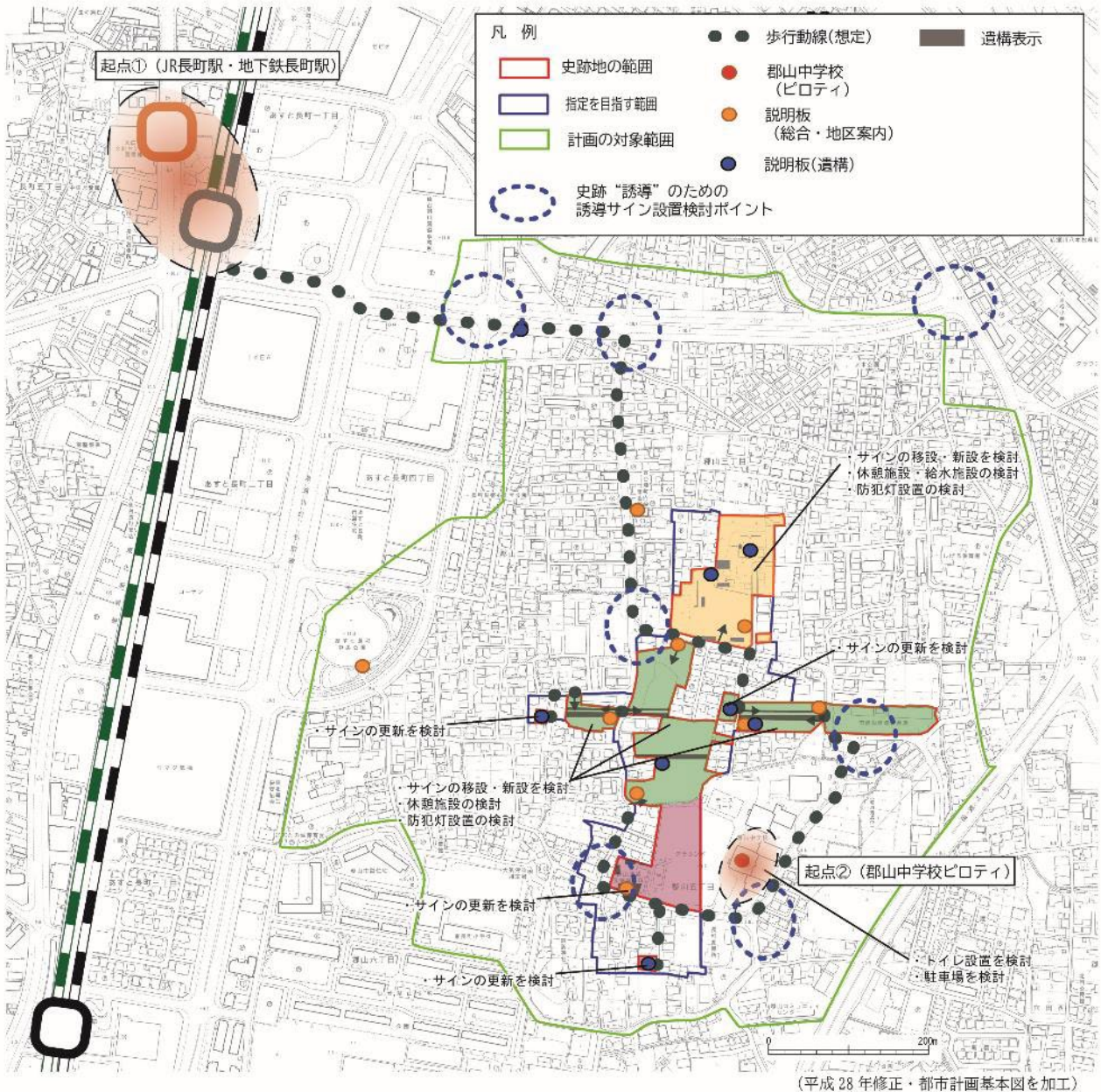
既存の説明板についても統一したデザインに更新するとともに盤面の大きさについても変更の検討を行います。内容もこれまでの発掘調査の成果も踏まえながら、必要に応じて更新します。

なお、既存の説明板は道路からの視認性を意識して配置されています。そのため、整備後、公開される史跡地内からの視認性に問題が生じる可能性があります。そのため、更新とともにその設置位置についても、改めて検討を行います。

更新にあたっては、ユニバーサルデザインの発想も取り入れながら、「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」に基づき、あらゆる人が理解しやすい表現とするとともに、QRコード等も用いながら、多言語化やバリアフリーに対応します。また、史跡巡りマップを配布するためのパンフレットボックスも各説明板に併設します。



本体の色彩・および解説サインの表現
仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針より



案内・解説施設の計画イメージ（主要動線・便益施設も含む）

8 管理施設・便益施設に関する計画

各エリアにおける管理施設・便益施設に関する計画は以下の通りです。なお施設の外観やそのデザインについては、本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた時代や周辺の景観とも調和の取れたものとします。

(1) 政庁ゾーン

①あずまや・パーゴラ（休憩施設）の整備

来訪者が憩いの場として休憩できるようなスペースとするため、あずまやまたはパーゴラを設置します。可能であれば、政庁ゾーンの建物の柱位置の表示も兼ねた機能も持たせる形での整備を行います。

②ベンチ（休憩施設）の設置

あずまや・パーゴラの中にベンチを設置します。ベンチは防災機能ももたせるため収納型ベンチとし、消火器などの防災用具や日常的な管理に用いる道具入れとしても活用します。

③照明灯の設置

整備後、史跡地が24時間公開されることにあたり夜間の防犯灯としての役割も兼ねた照明灯を設置します。設置にあたっては、適切な配置・光量・光源高さ等の調査を行い、周辺家屋に影響のない形での整備を検討します。

④水路等排水設備の整備

必要に応じて史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、既存管路への負荷軽減を図ります。

⑤給水設備の整備

憩いの場としての利用を想定し、給水設備を整備します。設置箇所は、エリア北側（休息施設・居久根周辺）および南側（植栽エリア周辺）を含めた場所での利用を想定の上、検討します。

（2）正面ゾーン

①水路等排水設備の整備

必要に応じて史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、排水路の負荷の軽減を図ります。

②休息施設（ベンチ）の整備

来訪者が一時休憩するためのベンチを設置します。ベンチの形態については、防災面での活用なども踏まえて収納型ベンチなどを検討します。

③照明灯の整備

防犯面も考慮して照明等を設置します。設置の考え方については政庁ゾーンと同様に検討します。

（3）寺院ゾーン

①給水設備の維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

②既存トイレの維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

③カーブミラーの設置

出入口に面するT字路からの車両通行に備えて、一時的にカーブミラーの設置を行います。

(4) 官衙周縁ゾーン

①遺構復元・遺跡解説スペース（郡山中学校ピロティ）

郡山中学校に所在する既存の遺構復元・遺跡解説スペースについて展示遺物や解説の充実などの、ガイダンス機能を有する施設として、内容の充実を図ります。

②駐車・駐輪スペース

史跡地来場のための駐車・駐輪スペースの整備を検討します。設置台数は最低限とし、乗用車5～6台程度が停車できる範囲での整備を検討します。

③トイレ

来場者のためのトイレ整備を検討します。設置にあたっては学校学習での利用（1クラス30名前後）を想定し、男子トイレ、女子トイレ、ひろびろトイレの必要設置数について検討の上設置します。

④管理スペース

ガイダンス施設および史跡地を管理するためのスペースを設置します。設置にあたっては、郡山中学校ピロティの一部を用います。

⑤発掘調査の拠点となる施設

本章第1節④の通り、これまで保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により令和3年に解体・撤去となり、現在は史跡地内に設置した仮設のユニットハウスが休憩所としての機能を果たしているのみとなっています。史跡地内の効率的な発掘調査の実施を通じた史跡の実態解明と整備の加速化、史跡地内の効率的な維持管理に向けて、恒久的な発掘調査の拠点となる施設の整備について検討します。

9 公開・活用施設に関する計画

本計画の公開・活用の核となるガイダンス機能を有する施設として、既存の遺構復元・遺跡解説スペース（以下、「ピロティ」）について、内容の充実を図ります。

(1) 機能拡充の必要性

郡山遺跡に関する公開・活用施設としては、発掘調査事務所での出土遺物の展示を令和3年度より中断して以降、ピロティのみとなっていますが、日常的に開放されていないため、現状では史跡地内に散在する説明板がメインとなっています。このため、広大な史跡地の全体像やスケール観が把握しづらく、学校教育等での利用にも体系的な理解が難しいという課題があります。史跡を理解するために本物（実際に出てきた出土品）を見学できる施設を求める地域住民の声もあり、現地の訪問や説明板だけでは得られない情報に加え、遺物の展示機能を備え、史跡に関する情報を総合的・体系的に得られる情報公開施設の整備が必要です。

その役割を担う施設として、すでにパネル等の展示を行っており、かつ史跡地に隣接した場所に位置するピロティの機能を拡充し、公開・活用の核となるガイダンス施設に位置付けるために整備を行うことが考えられます。

(2) 現状の機能

ピロティの現状の活用方法や機能を整理し、課題について抽出します。

①現状の施設概要

- ・床面積
約 636 m²
- ・展示設備
遺構表示（当時の建物跡の遺構表示）
解説パネル（約 18 m²）
出土品の展示（4 点）
- ・その他設備
照明・誘導灯・換気扇
- ・その他
平成 2 年 3 月完成
- ・年間利用者
約 7 団体/年平均 ※1 団体 5～30 名

②現在の活用方法

現在、施設見学には以下のとおり対応しています。

- 1ーピロティ見学の希望者は、文化財課に事前予約を行う。なお、現地には駐車場がないため、公共交通機関を利用するとともに、トイレが設置されていないことを案内する。
- 2ー原則、平日（10 時 00 分～16 時 00 分）で日程調整の上、文化財課職員が同伴し、見学対応を行う。
- 3ーなお、見学時には仙台・文化財サポーター会の協力を得て、施設内のガイドを実施することもあるが、この場合でも施設管理の都合上、文化財課職員が同伴している。

- ・各所に散在する解説板に加え、本施設では史跡に関する情報の解説パネルによる体系的な紹介や建物跡の遺構表示を行うことで、当時の様子の理解を補助する機能を果たしている。
- ・一般の見学者の受入のみならず、周辺の小学校が地域資源の一つとして地域の歴史学習に活用している。
- ・学校という日常空間内に所在することで、本史跡を含めて広く遺跡保護の普及啓発の役割を果たしている。

【課題】

施設・設備面（ピロティ内）

- ・当時の建物跡の展示については、部分的に柱と梁の間に隙間が生じるなどの経年劣化が認められる。
- ・出土資料の展示も行っているが、少量にとどまっている。
- ・施設床面はソイルセメント仕上げだが、風化のため砂のような状態になり、足元が悪い。
- ・配電系統がまとまっておらず、照明の点灯を一括で管理することができない。
- ・空調設備が整備されていないため、夏の時期の見学に支障をきたしている。

施設・設備面（ピロティ外）

- ・施設内及び周辺も含め、駐車場・駐輪場・トイレなどの便益施設が設置されていない。
- ・施設への出入口等において、バリアフリー機能がない。

管理・公開・活用面

- ・学校活動の動線と重なること及び職員が常駐していないことから、見学にあたっては事前予約及び職員同伴の必要があり、気軽に見学することができず、直前の見学希望への対応も困難である。また、見学者の受け入れ人数にも制約がある。
- ・郡山中学校内に位置していながら、中学校による施設活用の取り組みがなされていない。

(3) 求められる整備や利活用方法

上記の課題を踏まえ、施設拡充に向けて今後検討する整備や利活用方法について記載します。

施設・整備面（ピロティ内）

ピロティ内については、既存の施設を活かしつつ、機能・利便性向上を図るため、以下について検討します。

- ・解説パネルや出土資料等の展示の更新・追加、プロジェクターの設置等
- ・床面仕上げや照明設備等既存設備の再整備
- ・空調設備や配電設備の再整備
- ・管理用スペースの設置

施設・整備面（ピロティ外）

ピロティ外及び周辺については、防犯対策を講じながら、見学者の利用利便性を向上させるため、以下について検討します。

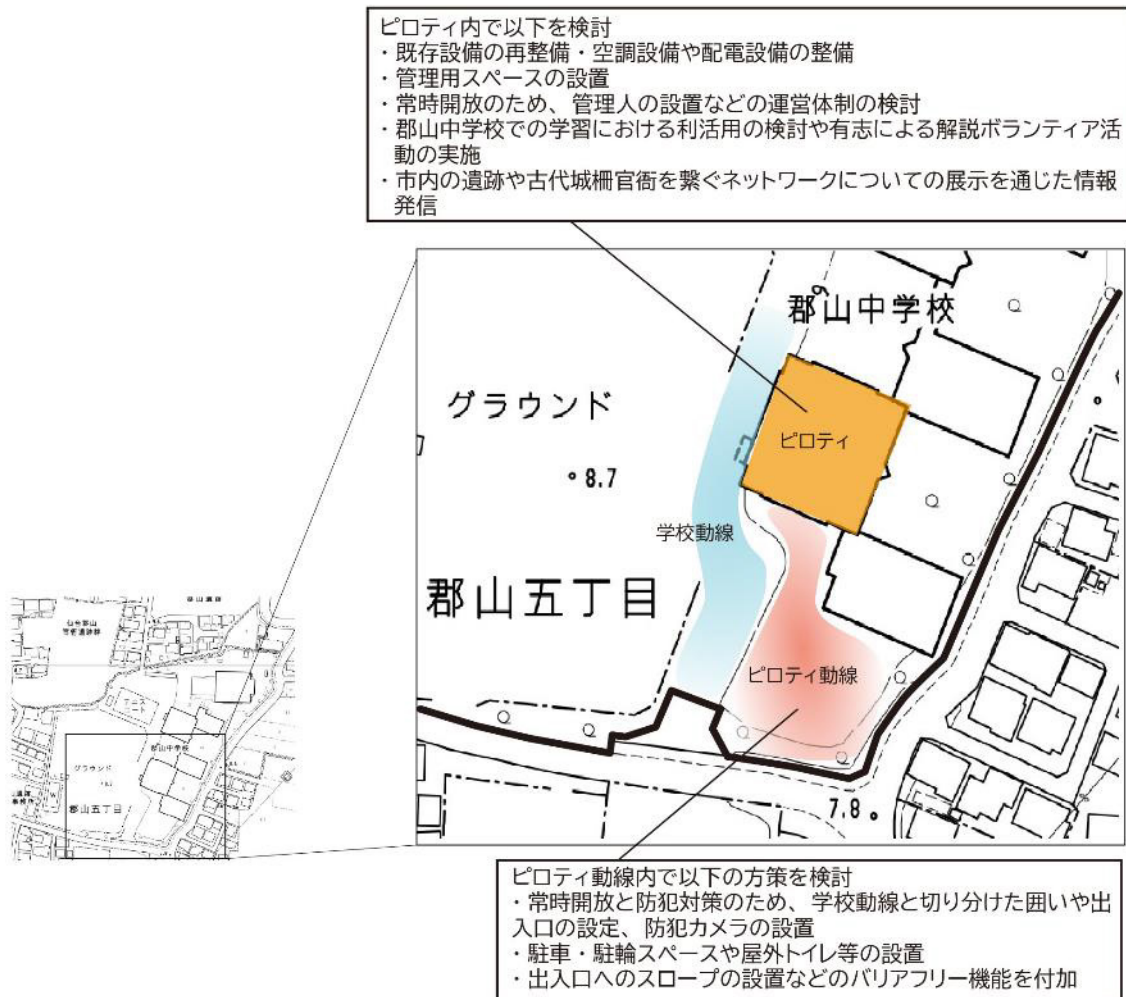
- ・学校動線と切り分けるための囲いや防犯カメラの設置などの防犯対策
- ・駐車・駐輪スペースや屋外トイレ等の設置

- ・ 出入口へのスロープの設置などのバリアフリー機能

管理・公開・活用面

見学者の利用利便性の向上や活用の一層の促進に向け、以下の方策について検討します。

- ・ 常時開放（土日開放含む）と防犯対策のため、学校動線と切り分けた出入口の設定
- ・ 学校動線と切り分けるための囲いや防犯カメラの設置などの防犯対策
- ・ 常時開放のため、管理人の設置などの運営体制
- ・ 史跡や展示の解説を行うガイドボランティアや地域活動の拠点としての役割
- ・ 郡山中学校での学習における利活用の検討や有志による解説ボランティア活動の実施
- ・ 市内の遺跡や古代城柵官衙を繋ぐネットワークについての展示を通じた情報発信



※ピロティ動線の範囲はあくまで現段階のイメージで整備着手時の学校利用状況に応じて整備範囲を検討します。

郡山中学校ピロティの整備検討内容

10 防災・防犯・安全対策に関する計画

史跡を安全に巡れるよう、また防災・防犯にも資する場とするため、以下の点に留意します。

①防災に資する整備

指定避難所である郡山中学校が、設備改修や不測の事態等で利用が制限された際、史跡地を臨時の一時避難所として利用するなど、史跡整備を通じた地域の防災体制の強化・充実に努めます。

ベンチ（休息施設）については、消火器等の防災用品も貯蔵できるようなものを検討します。

②照明灯の設置

安全性や防犯性を考慮し、政庁ゾーンおよび正面ゾーンに照明灯を設置します。設置にあたっては、周辺の家屋への影響を考慮した方向や常時灯としない等の方法を検討します。

③史跡地および周辺にある排水施設へのフタ掛け

安全を考慮し、史跡地内の雨水排水管は開渠とせず、フタ掛けを行います。また、史跡地周辺の道路等に位置するものについても同様の措置を検討します。

11 調査等に関する計画

今後の整備に向けて必要となる調査を計画的かつ継続的に実施します。調査にあたっては、史跡の保存、周辺住民、来訪者の安全に十分配慮して行い、公開可能な情報は積極的な広報に努めます。

（1）遺跡の実態解明（発掘調査の実施）

発掘調査により郡山遺跡の実態解明に努めます。調査は郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会による指導・助言の下で計画・実施します。また、掘削は遺構保全の観点から必要最小限に留めます。

（2）基本設計・実施設計

調査成果や保存活用計画、本計画を踏まえ、整備を行うため、基本設計・実施設計を行います。なお、基本設計時には以下の（3）～（6）の調査を併せて行います。

（3）用地・地形測量調査

地形造成のための用地・地計測量を実施します。本計画の整備範囲に加え、将来の整備対象地（史跡を目指す範囲）周辺も含めて地形を把握することで、今後の一体的な整備を見据えた検討材料とします。

（4）雨水の流量計算調査

造成に伴い、表面排水によって生じる下水道処理能力への影響について調査します。調査の結果で得られた情報をもとに造成時における勾配方向や地下浸透方法の検討材料とします。

（5）住民生活への影響調査

照明施設設置や史跡地公開によるプライバシーの確保等、隣接する住民生活への影響や環境についての実態把握を行い、住民への影響を考慮した整備手法の検討材料とします。

(6) 事例調査

各種整備にあたり有効な参考事例を調査します。

(7) 活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、活用にかかる実態把握を行い、来訪者のニーズを踏まえた活用につなげます。

12 管理・運営に関する計画

(1) 管理・運営の方向性

保存活用計画では、運営・体制整備の基本方針として、「①関連部局・機関等との連携」、「②市民の理解と協力が得られる関係の構築」、「③持続可能な体制」に向けた方向性を示しており、本計画における管理・運営の方向性については、この方向性を踏襲します。

「①関連部局・機関等との連携」に向けた方向性

- ・ 史跡の整備事業は、まちづくり計画、道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり、これらの関連部局と一体となって事業を進めます。
- ・ 引き続き学校教育機関や社会教育機関と連携した運営・体制整備を推進します。
- ・ 史跡の整備事業には、日本古代史、考古学、造園学、都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になります。整備事業の実施にあたっては、この点に留意し、古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした、各種専門機関との連携を図ります。

「②市民の理解と協力」に向けた方向性

- ・ 史跡の整備の実施に当たっては、地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり、十分な納得が得られた上で進める必要があります。利用者、特に市民や地域住民が、本史跡を、約 1300 年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していきます。

「③持続可能な体制」に向けた方向性

- ・ 地域住民をはじめとしたボランティアの養成や、民間事業者等を含む多様な専門性を有する個人や組織・団体等との連携などを通じて、体制の充実に努めます。

(2) 具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、管理・運営に係る以下の取り組みを行います。

○多方面との積極的な情報共有

- ・ 連絡体制の強化（市内部関係部局・宮城県文化財課・文化庁・調査指導委員会）
- ・ 回覧板や伝言板を利用した直接的な情報発信（地域の住民・学校・民間事業者）

○学校教育機関や社会教育機関との連携

- ・ 継続的な出前授業や市政出前講座の実施
- ・ 学校や市民センターへのアンケートや定期的な情報交換
- ・ 参加型による史跡の整備・管理に係る活動の実施

○適正な史跡利用の促進・啓発

- ・ 史跡利用の注意事項やマナーについての分かりやすい注意喚起の表示設置
- ・ パンフレット（見学者向け）や回覧板（地域住民向け）を利用した情報発信

○地域住民や民間事業者・団体等が参画できる仕組みづくり

- ・継続的な出前授業や市政出前講座の実施による普及啓発
- ・ガイドボランティアの養成
- ・イベント・ワークショップの機会の提供

13 公開・活用に関する計画

(1) 公開・活用の方向性

保存活用計画で掲げる方向性に沿った整備を進めるとともに、基本理念を実現するために公開・活用の取り組みについて以下の方向性に沿って取り組みを進めることとします。

「①発掘調査に基づく活用」の方向性

- ・調査研究によって明らかになった史跡の本質的価値を広く共有できるよう、郡山遺跡ならではの活用（公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営）に努めます。
- ・来訪者が、史跡を通して史跡の本質的価値や飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような活用を図ります。

「②多方面と連携した活用」の方向性

- ・地域住民や学校、ボランティア、各種 NPO 等と積極的に連携し、遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討します。
- ・多くの人に史跡の重要性が理解され、広く世界に発信されるように、各種広報媒体等との連携も視野に入れた多様な手法や、多言語による情報発信に努めます。
- ・市内における飛鳥時代の遺跡の活用に向けて、市内の遺跡をネットワーク化する際の拠点となるような活用や、古代における関連遺跡とのつながりや交流について理解を促せるような連携を図ります。

「③多様な視点からの活用」の方向性

- ・学校教育においては、歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し、郷土意識を育みます。また、利用者が様々なライフステージにおいて、創造的活動の源泉として多面的に活用できるようにします。
- ・古代史の重要な舞台として、郡山地域のアイデンティティ形成に資するとともに、本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう、親しみや誇りを持てるような活用を図ります。併せて、域外からの訪問者が地域の歴史や文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方や、防災に資する場としての在り方と調和を図ります。

(2) 具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、保存活用計画で整理した「学びの場・親しむ場・楽しむ場」の3つの視点で、公開・活用に係る以下の取り組みを行います。

①学びの場としての活用

- ・発掘調査現場の積極的な公開

史跡地内で実施する発掘調査については、その成果を公開するための遺跡説明会を開催します。特に郡山周辺の地域に向けては回覧板や関連施設での広報等、情報を直接地域に発信します。

また、整備実施後は史跡地内に自由に立ち入ることが出来るようになるため、調査期間中は安全管理・対策を実施の上、何時でも自由に見学できるよう調査の様子を公開するなど調査成果の積極的な発信を行います。

・史跡地の開放とガイドの実施

誰もが史跡地に自由に立ち入れるように史跡地を開放します。また、「仙台・文化財サポーター会」や「八本松・郡山地域研究会」をはじめとした市民団体と連携を強化し、そのガイド活動については広報を行い、市民団体の活動機会が向上し、来訪者がガイドを通じて史跡を含めた多様な情報を得る機会を創出します。

また、市民団体とは、ガイド活動を通じて気付いた史跡地の現状を共有してもらおうなど、連携できる体制の仕組みづくりを行います。

・出前授業や出前講座の継続した実施

従来通り出前授業を継続して実施します。整備前は教室での授業に限られていましたが、整備後は現地で授業を実施するなど、その方法について検討していきます。

また、遺跡周辺に位置する小中学校へは引き続き出前授業および植栽活動を継続して実施します。植栽活動については、一過性の活動にならないよう、植栽の管理を教育委員会、町内会とともに実施し、地域への愛着を育むとともに、地域のコミュニティづくりの場になるような活用を行います。また、出前講座やまち歩きなど市民向けの講座も積極的に広報・実施し、遺跡の周知に努めます。

②親しむ場としての活用

・憩いの場として利用されるよう安全面を考慮した整備

政庁ゾーンについては、遺構表示や説明板によって史跡についての情報を得ることはもちろんのこと、イグネや石組池で表現した空間や、市民と取り組む植栽など景観の向上に努め、誰もが日常的に憩いの場として利用できるよう整備を行います。

また、遺構や景観に影響を与えない範囲で休息施設を設置し、来訪者の利用利便性に考慮した設備も整備します。

・交流の場としてレクリエーションやイベントの場としての利用

正面ゾーンについては、史跡の壮大きさを体感できるよう、日常的に広場スペースとして開放し、多くの人びとが交流できる場所として整備します。また、史跡地を市民とともに菜園・植栽等を実施することで、その活動を通じて新たなコミュニティの創造等の場として利用されるよう整備します。

・市民参加型の史跡整備

“郡山遺跡”に愛着を持ってもらえるよう、市民参加型による遺構整備を行います。石組池や石組溝について石を積んで表示します。また、市民と取り組む植栽活動の中で建物跡や大溝、材木列を表示する等の方法も検討していきます。整備が一過性の活動にならないよう、実際の遺構表示の作業だけでなく、その準備や管理等を毎年や通年等の頻度・期間で行うなどの方法を企画します。また、整備事業の情報や現場公開を積極的に実施します。

・ガイドボランティアの創出と育成

史跡を利用したイベントを積極的に実施します。特に地域に向けての講座やワークショップ、イベント等について直接的な情報発信を行い、“郡山遺跡”に興味を持たれるような企画を行います。また、「仙台・文化財サポーター会」や「八本松・郡山地域研究会」をはじめとした

市民団体と史跡に関する情報共有を行い、連携体制を強化し、ガイドボランティアを創出・育成をします。

③楽しむ場としての活用

- ・説明板を利用したまち歩き

史跡地に限らず周辺の遺跡も含めた地域一帯を対象とし遺跡説明板を活用して、ガイドを伴わずとも、史跡について情報が得られるよう、説明板やガイダンス施設等の内容更新を行います。またガイドマップを作成して周遊コースが分かるようにし、説明板にはQRコード等を用いて多様な情報発信を行います。また、ARやVRなどのデジタル技術を駆使する等、多様な発信手段を用います。

- ・地域の賑わい創出としてのイベントの実施

市街地に位置し、貴重なオープンスペースとしての役割も担っていると考えられます。そのため、地域の賑わい創出の場としての提供も行い、イベントを通じて楽しみながら、新たな交流が生まれる場として利用されるよう環境整備を行います。

14 関連文化財との連携に関する計画

本史跡と関連する文化財との連携を図ることで、本史跡の学ぶ場や楽しむ場としての活用がより一層促進されるような計画を検討します。

(1) 関連文化財の周遊コースづくり

①仙台の遺跡を繋ぐネットワーク

仙台市内には数多くの遺跡が所在し、旧石器時代の富沢遺跡（地底の森ミュージアム）をはじめ、縄文一山田上ノ台遺跡（縄文の森広場）、古墳一史跡遠見塚古墳、奈良一史跡陸奥国分寺・尼寺跡、中世一史跡岩切城跡、近世一史跡仙台城跡など、旧石器時代から近世に至る各時代を知る上で特に重要な遺跡が良好な保存状態で残されています。保存活用計画ではこれらを繋ぐ遺跡のネットワーク化を通して、郷土の歴史を知り郷土愛を育むばかりでなく、新たな仙台の個性を創り出し全国へ発信することに大きく寄与し、なかでも本史跡は、ネットワーク内における活用拠点として、重要な一翼を担うことを目指すことを掲げています。

そのため、ガイダンス施設の整備に伴い、本史跡だけでなく市内の遺跡について情報発信を行います。

②古代城柵官衙を繋ぐネットワーク

市内の遺跡に限らず、史跡について発信するために、関連遺跡として古代の城柵官衙遺跡との連携を強化していきます。

(2) 周遊コースの実効性を高めるための環境整備

(1)で設定した周遊コースの実効性が高まるよう、以下の点に留意して環境整備を行います。

①ガイダンス施設の展示・説明板・パンフレット等の内容の充実

展示解説や説明板等において、本史跡の内容にとどまらず、関連文化財の情報についても広く発信します。また、関連文化財の相互理解がより深まるよう、周遊コースに含まれる関連文化財を一体的に紹介するパンフレットを作成します。

②便益設備の充実

徒歩や自家用車に限らず、JR長町駅など交通結節点からの電動自転車やキックボード、教育旅行や観光ツアーの大型バスなど、多様な交通手段での来訪を想定した駐車・駐輪スペース・トイレ・休憩スペースの整備を検討します。

③多様な媒体を用いた情報発信

東北や日本を周遊する外国人を含めた観光客なども視野に、より多くの人びとの目に届くよう、SNSやHPなどデジタルをはじめとした多様な媒体を用いた情報発信を行います。

第7章 事業計画

1 事業期間

「第6章 整備基本計画」で示した各整備事業の具体的な実施時期を示すため、本計画の事業期間である令和8～15年度の整備スケジュールを示します。

(1) 段階的な整備

第5章に記載の通り、本計画では、本史跡の公有化等の現状を鑑み、整備内容を以下の3つの段階に整理し、順次進めていくこととします。

① 発信・活用に必要な基盤整備（令和8～15年度）

来訪者が史跡の価値を理解するための施設が部分的な説明板等に留まり、情報発信をする環境・設備が不十分という課題があります。そのため、史跡地の公有化が一定程度終了した場所（政庁ゾーン、正面ゾーンの一部等）において、史跡を体感できるような現地での遺構表示や、周辺を含めてガイダンス施設・案内板といった史跡を発信するための整備を行うとともに、史跡地内を安全に見学できるような環境整備を行います。

また、史跡の価値を市民とともに共有できるよう、整備の一部を市民参加型で実施するとともに、市民の利活用を促すための環境整備も行います。市民参加型による整備の例としては、石組池や石組溝の遺構表示のための石材を敷き詰めたり、遺構表現のための花壇や菜園などを設置して植栽をする等の手法を検討します。

なお、本計画では主にこの段階について規定します。

② 価値の磨き上げに向けた整備（令和16～25年度）

史跡の本質的価値のさらなる顕在化に向け、公有化の進展状況を踏まえながら、各ゾーンのさらなる整備を検討します。また、史跡が学びや日常的な憩いの場にとどまらず、レクリエーションの場やイベント等で市民が主体的に利用できる環境となるような整備を行い、現代における本史跡の価値を市民とともに磨き上げていきます。

③ 価値の最大化と史跡の未永い保存・継承に向けた整備（将来）

史跡の本質的価値の最大化と史跡の未永い保存・継承に向け、将来的に史跡の追加指定と公有化の完了、寺院ゾーンを含めた史跡整備の完成を目指します。公有化によって新たに追加された整備対象地（史跡地）については、周辺地での整備の進展状況を踏まえ、必要に応じて整備手法の再検討を行いながら、新たに整備を実施します。

※本事業計画案は現時点（令和8年1月現在）のものであり、今後、国及び関係部署との調整や本市の財政状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

(2) 事業計画

ハード事業

ソフト事業

整備の段階		基盤整備								価値の磨き上げ		価値の最大化	
		前期事業期間 (令和8～15年度)								後期事業期間 (令和16～25年度)		将来	
時期		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15				
全ゾーン共通	公有化	[Progress bar]											
	計画・設計・調査	基本設計	実施設計							基本計画の見直し			
	発掘調査	[Progress bar]											
	パンフレット		ガイドマップ作製					ガイドマップ更新					
	ガイドボランティア		検討		ガイド開始								
政庁ゾーン	居久根の伐採・管理	管理方針の検討				伐採					維持・管理		
	造成・便益施設・遮蔽施設等整備						施工						
	遺構表示(石組池・建物跡)	基本設計	実施設計				施工						
	サイン設置・更新						施工						
	遺構表現イベント						石組池	花壇等による市民参加型の遺構表現					
正面ゾーン	造成・便益施設・遮蔽施設等整備			施工									
	遺構表示(区画施設の遺構表示)	基本設計	実施設計	施工									
	サイン設置・更新			施工									
	遺構表示イベント							花壇等による市民参加型の遺構表現					
寺院ゾーン	維持・管理	維持・管理											
	サイン設置・更新	基本設計	実施設計	施工									
官衙周縁ゾーン	ガイダンス施設(郡山中学校ピロティ改修)	基本設計	実施設計	施工									
	サイン設置・更新	基本設計	実施設計	施工									



整備イメージ図 (〇基礎整備終了後)